

身延町ネットワーク化構想 【保存版】



令和 8 年 2 月

身延町産業課

目次

I. はじめに	- 1 -
II. 設立の背景	- 2 -
1. 中山間地域農業を取り巻く構造的課題	
2. 身延町における地域農業の現状と課題	- 4 -
3. 中山間地域等直接支払制度および多面的機能支払制度の概要と地域農業への役割 ..	- 6 -
4. あけぼの大豆産地と制度活用地域の関係性	- 8 -
5. 地域農業組織アンケート結果にみる現場課題	- 10 -
6. 個別対応型農業から協働型農業への転換の必要性	- 13 -
7. 制度動向と市町村主体の体制構築の必要性	
8. ネットワーク化構想による基盤強化の位置付け	
9. 協議会設立の必然性	
III. 検討から設立までの経過	- 15 -
1. 検討開始の契機と問題意識の共有	
2. 地域関係者との意見交換および合意形成の開始	
3. ネットワーク化構想説明会の実施と参加意向の確認	
4. 協議会設立準備会による制度設計および運営ルール整備	
5. 設立準備の最終調整および制度移行期間の整理	- 16 -
6. 設立総会開催に至る経緯の整理	
IV. 設立の目的・意義	- 18 -
1. 設立の目的	
2. 設立の意義	
V. 協議会の位置付けと役割	- 20 -
1. 協議会の基本的性格	
2. 協議会の規模および対象範囲	- 21 -
3. 事務機能の集約および制度運営支援	- 22 -
4. 広域的課題への対応および調整機能	- 23 -
5. 将来的な地域農業支援拠点への発展可能性	
6. 規約および関係規程による運営基盤の整備	- 24 -
VI. ネットワーク化構想の政策的意義	- 26 -
1. 国の制度動向との整合性	
2. 補助金依存型から体制構築型への転換	
3. 地方自治体主導型モデルとしての先進性	
4. あけぼの大豆生産基盤の安定化への政策的波及効果	

5. 中長期的地域農業政策への波及効果	- 27 -	
6. 段階的発展モデルとしての将来的統合・広域化の政策的位置付け		
VII. 運営体制・財源構造（実務編）	- 28 -	
1. 組織運営体制		
2. 事務一元化体制と業務分担		
3. 財源構造および負担金の考え方		
VIII. 実施スケジュール	- 30 -	
1. 設立準備期（令和6～7年度）		
2. 設立期（令和8年2月）		
3. 本格稼働期（令和8年度～）		
4. 発展期（中長期）	- 31 -	
IX. 期待される効果および運営改善フレームワーク	- 33 -	
【期待される効果（評価指標の整理）】		
1. 制度運営面に関する効果		
2. 組織持続性の指標		
3. 農地保全および共同活動に関する指標.....	- 34 -	
4. 地域連携および波及効果に関する指標		
5. 中長期的な発展指標		
【運営改善フレームワーク（OODA ループ）】		- 35 -
【OODA ループが適している理由（協議会の業務特性との対応）】		- 36 -
X. おわりに	- 37 -	
XI 【付録】	- 38 -	
中山間地域ネットワーク協議会 参加団体 管内図	- 39 -	
NW 協議会設立総会 第1号議案 設立趣意書（案）	- 41 -	
NW 協議会設立総会 第2号議案 組織の名称及び規約について	- 44 -	
NW 協議会設立総会 第2号議案別紙 中山間地域ネットワーク協議会規約（案）	- 45 -	
NW 協議会設立総会 第3号議案 役員の選任について（案）	- 50 -	

I. はじめに

中山間地域における農業は、農産物の生産のみならず、農地の保全、水源涵養、景観形成、防災機能の維持など、地域社会全体に多面的な価値をもたらす重要な地域資源（基盤）である。しかしながら、近年は高齢化や担い手不足により、農地や農業用施設の維持管理、共同活動の継続が困難となる地域が増加しており、従来の個別経営や個人の努力のみによる対応には限界が生じている。

こうした状況を踏まえ、国においては中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度を通じて、条件不利地域における農業生産活動や地域ぐるみの共同活動を支援し、農地の維持と地域農業の持続性確保を図ってきた。これらの制度は、地域農業を支える基盤的施策として位置付けられており、地域の農業構造を下支えする「幹」に相当する重要な役割を担っている。

一方で、あけぼの大豆を中心とした地域資源を活用した高付加価値化や地域活性化に向けた取組は、こうした基盤の上に成り立つものであり、基礎的な農地管理体制や共同活動の持続が確保されなければ、安定的な成果の創出は困難である。すなわち、地域農業の将来に向けた発展的な取組を進めるためにも、まずは農地を守り支える体制の強化が不可欠である。

本町の中山間地域においては、農業経営体・基幹的農業従事者は少なく、農地や農業用施設の維持管理を個々の農業者のみで担うことが困難な状況にあることから、地域全体で役割を分担し、相互に支え合う協働型の農業体制こそが真に必要な農業基盤であると言える。

本協議会の設立は、こうした課題に対応し、制度を効果的に活用しながら、地域農業の基盤を維持・強化し、農地と営農環境を次世代へ継承していくための新たな枠組みを構築するものである。本取組を通じて、持続可能な地域農業の確立と中山間地域の活力維持を図ることを期待している。

II.設立の背景

1. 中山間地域農業を取り巻く構造的課題

中山間地域における農業は、地形条件や作業効率の制約を受けやすい一方で、農地の保全、水源涵養、土砂災害防止、景観形成など、地域社会に多面的な機能を提供する基盤的産業である。しかし近年、全国的に構成員の高齢化や担い手不足が急速に進行しており、集落協定や地域農業組織においても、役員の固定化や人材不足による運営負担の集中が顕在化している。

農林水産省資料によれば、廃止された集落協定の約9割が小規模協定であり、その主な要因は高齢化および人材不足であるとされている。これにより、共同活動の停滞や農地管理体制の弱体化が進み、結果として農地荒廃のリスクが高まるなど、地域農業の持続性が構造的に脅かされている状況にある。

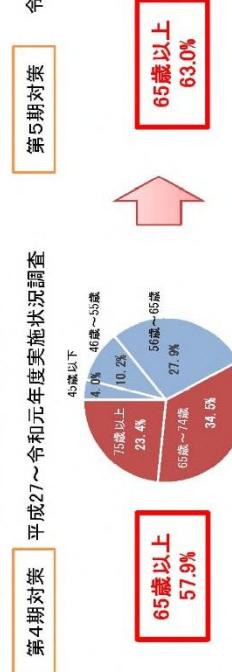
(次頁 図II-1 参照)

はじめに (②第6期対策に向けた課題)

- 集落協定の構成員の高齢化が進み共同活動の体制が脆弱化している。
- 廃止協定の9割は10ha未満の小規模協定であり、廃止の主な理由は高齢化等による人材不足によるもの。
- 協定廃止となれば農地の荒廃化が進行するおそれがあるため、将来に向けて共同活動が継続できる体制づくりが必要。

- 集落協定の構成員は高齢化が進んできており、活動の人才確保が困難に。

《年齢構成の変化(第4期→第5期)》



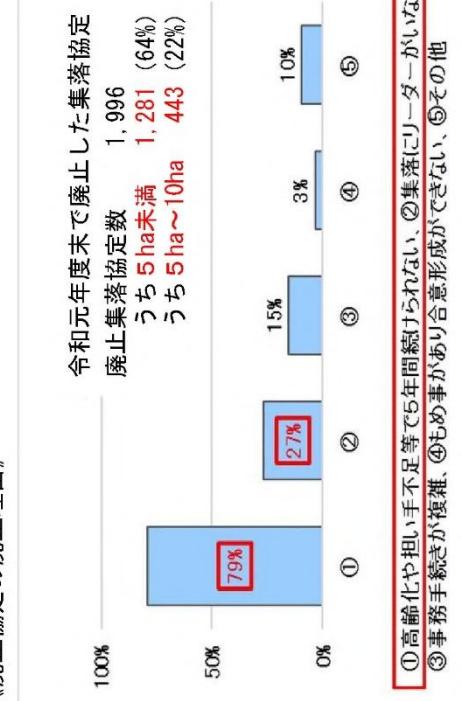
- 協定廃止となったら場合、荒廃化が進行するおそれ。
- 協定廃止となったら場合、荒廃化が進行するおそれ。

《廃止協定における5年後の農地荒廃の見込み》



- 第4期終了時(令和元年度末)に廃止した協定の主な廃止理由は高齢化や担い手、リーダー不足といった人材不足によるものであり、高齢化等による人材不足は廃止につながるおそれ。
- さらに、廃止協定の9割は10ha未満の小規模協定。

《廃止協定の廃止理由》



(回答: 989市町村)

出展: 中山間地域等直接支払の第6期対策 (R7~R11) 説明資料 (農林水産省)

2. 身延町における地域農業の現状と課題

本町においても同様の傾向が顕著であり、中山間地域等直接支払交付金の構成員 502 人のうち、65 歳以上の構成員が約 82% を占めている (R6 実績ベース)。これは、農地保全活動や共同作業を支える人的基盤が急速に高齢化していることを示している。

また、地域農業組織を対象としたアンケート調査においては、「事務作業の負担」「人手不足」「鳥獣害対策の困難さ」が主要な課題として挙げられており、制度運営と現場作業の両面で負担が増大している実態が明らかとなっている。

さらに、令和 7 年度には町内において複数の地域農業組織が廃止に至るなど、制度の継続自体が困難となった地区も生じている (表 II-1 参照)。こうした状況は、単一集落単位での対応が限界に達しつつあることを示しており、広域的な体制再構築の必要性を強く示唆している。

(次頁 図 II-2 参照)

表 II-1－協定廃止の意向があった集落協定と NW 化構想の推進による継続可否

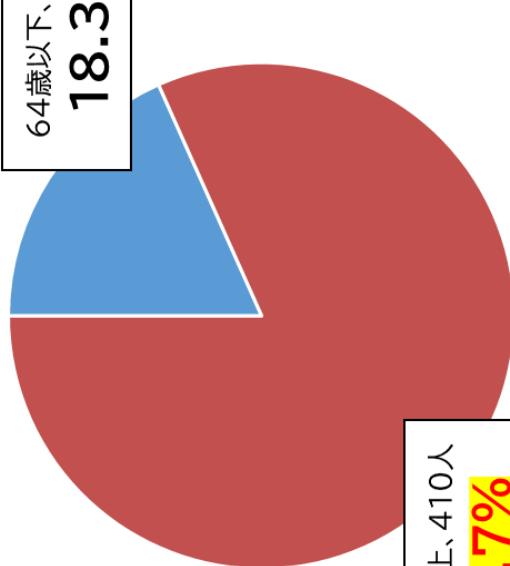
組織名	R5 時点 継続意向	NW 構想の推進 による継続意向	廃止事由
竹之島集落協定	廃止	NW 参加により継続	－
波高島集落協定	廃止	NW 参加により継続	－
八日市場集落協定	廃止	NW 参加により継続	－
相又集落協定	廃止	廃止	現体制での継続不可 体制を変更して R8 以降に参加調整中
門野集落協定	廃止	廃止	高齢化等により組織 維持不可
清子清水集落協定	継続	廃止	高齢化等により組織 維持不可

【参考】表 II-2－NW 化構想の推進により NW 化構想に参加した集落協定

組織名	R5 時点 継続意向	NW 構想の推進 による継続意向	廃止事由
下山集落協定	－	NW 参加により参加	新規参加
帶金集落協定	－	NW 参加により参加	新規参加

1. 背景と現状②(身延町)

65歳以上（高齢化率）の構成員の割合（502人中）



Q.あなたの組織（または地域）で、運営上どのような課題がありますか？（複数回答可）

第1位	27 (71.1%)	獣害対策に苦労している (柵の管理・駆除など)
第2位	24 (63.2%)	事務作業が負担になっている
第3位	14 (36.8%)	人手不足で作業が回らない

有効回答38件中
第2位

※地域農業の課題と運営に関するアンケート結果より

令和6年で地域農業組織（多面的活動組織・集落協定）の廃止した地区

年齢層	39歳以下	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上
人	1	1	5	11	23	51	67	89	65	189

※中山間地域等直接支払交付金 令和6年実施報告より

多面・直払交付金を受けている21地区中
5地域 ⇒ 3地域

3. 中山間地域等直接支払制度および多面的機能支払制度の概要と 地域農業への役割

中山間地域等直接支払制度は、中山間地域における農業生産条件の不利性を補正し、農地の維持管理および地域農業の継続を図ることを目的として創設された制度である。本制度は、過疎地域の急傾斜地など生産条件が不利な地域においても、農業活動を継続するための基盤的支援として機能しており、農地の荒廃防止、耕作放棄地の発生抑制、集落単位での共同活動の維持に大きな役割を果たしてきた。

一方、多面的機能支払交付金制度は、農業・農村が有する洪水防止、水源涵養、景観形成、生態系保全といった多面的機能の維持・発揮を目的とし、地域住民を含めた共同活動を支援する制度である。水路・農道の維持管理、環境保全活動、農村景観の保全など、地域資源の維持管理を支える制度として、地域ぐるみの活動基盤を形成している。

両制度は目的や制度設計の違いはあるものの、いずれも集落単位の共同活動を基盤とし、農地および地域資源の維持管理を支える点において共通性を有している。本町においても、両制度は相互に補完し合いながら、地域農業の継続および農村環境の維持に重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、近年においては、構成員の高齢化や担い手不足、役員負担の集中、事務処理の高度化・煩雑化などにより、集落単位で両制度を安定的に運営し続けることが困難となりつつある。特に、申請事務、会計処理、実績報告、関係機関との調整といった事務負担は年々増大しており、制度そのものの継続に対する不安要因となっている。

このような状況を踏まえると、両制度を個別集落単位で維持する従来型の運営体制には限界が生じつつあり、広域的な連携体制の構築や事務機能の集約による支援体制の再構築が不可欠な段階に入っているといえる。すなわち、中山間地域等直接支払制度および多面的機能支払制度を今後も持続的に活用していくためには、制度運営そのものを支える組織基盤の強化が重要な政策課題となっている。

II. 設立の背景

図 II-3-1 多面的機能支払交付金・中山間地域等直接支払交付金制度 概要

日本型直接支払のうち 多面的機能支払交付金		【令和7年度予算額 50,048 (48,589) 百万円】																																																																																																						
< 対策のポイント > 地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。																																																																																																								
< 事業目標 > ○ 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上【令和7年度まで】） ○ 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の向上（6割以上【令和7年度まで】）																																																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">< 事業の内容 ></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"> 1. 多面的機能支払交付金 48,463 (47,050) 百万円 </td></tr> <tr> <td colspan="2"> ① 農地維持支払 地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。 ② 資源向上支払 地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。 </td></tr> <tr> <td colspan="2"> 交付単価 (円/10a) </td></tr> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>耕作地</th> <th>北海道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●農地維持支払 (共同) x1</td><td>●農地向上支払 (資源向上化) x1</td><td>●農地維持支払 (共同) x1</td></tr> <tr> <td>田 3,000</td><td>2,400</td><td>4,400</td></tr> <tr> <td>畠 2,000</td><td>1,440</td><td>2,000</td></tr> <tr> <td>草地 250</td><td>240</td><td>400</td></tr> <tr> <td>1,300</td><td>1,080</td><td>130</td></tr> <tr> <td>3,400</td><td>600</td><td>120</td></tr> <tr> <td>400</td><td>80</td><td>400</td></tr> </tbody> </table> </td></tr> <tr> <td colspan="2"> 「5年間以上未施用の地区は、②に75%単価を適用」 ※1 ①、②の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取扱いが必要 ※2 ①、②併せて③の長寿命化に取組む場合は、③に75%単価を適用 ※3 ③の長寿命化において、直管施工を行わない場合は、5/6単価を適用 </td></tr> <tr> <td colspan="2"> 2. 多面的機能支払推進交付金 1,585 (1,539) 百万円 交付金の適正かつ円滑な実施に向け、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。 </td></tr> <tr> <td colspan="2"> < 事業の流れ > </td></tr> <tr> <td colspan="2"> 農地維持支払 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等 </td></tr> <tr> <td colspan="2"> 資源向上支払 水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等 老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等 </td></tr> <tr> <td colspan="4"> <small>※下線部は拡充内容</small> </td></tr> <tr> <td colspan="4"> <small>実施主体：農業者等で構成される組織（①及び②は農業者のみで構成する組織でも取扱可能）</small> <small>対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地</small> </td></tr> <tr> <td colspan="4"> <small>※加算措置</small> </td></tr> <tr> <td colspan="2"> 項目 (円/10a) </td><td colspan="2"> 都道府県 北海道 </td></tr> <tr> <td colspan="2"> 多面的機能の更なる増進への支援 (加算対象活動に「広域活動組織における活動支援隊※の設置及び活動の実施」、「水管路を通じた環境負荷低減活動の進化」の項目を新たに追加) </td><td colspan="2"> 田 400 320 畑 240 80 草地 40 20 </td></tr> <tr> <td colspan="2"> 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼタラム）への支援 資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合 </td><td colspan="2" rowspan="2"> 田 400 320 </td></tr> <tr> <td colspan="4"> <small>※広域活動組織内の集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置される部</small> </td></tr> <tr> <td colspan="2"> 項目 (円/10a) </td><td colspan="2"> 都道府県 北海道 </td></tr> <tr> <td colspan="2"> 遠隔負荷低減の取組への支援 長中期干し </td><td colspan="2"> 組編の体制強化 活動支援班※の設置 への支援 </td></tr> <tr> <td colspan="2"> 肥料と化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて環境負荷軽減に取り組む面積が増加する場合 冬期灌水 </td><td colspan="2"> 広域活動組織の設立 活動支援班※の設置 を併せて行うこと </td></tr> <tr> <td colspan="2"> 中央干し定期 </td><td colspan="2"> 40万円/組織 </td></tr> <tr> <td colspan="2"> 江の設置等 作溝施肥 </td><td colspan="2"> 作溝施肥 </td></tr> <tr> <td colspan="2"> 作溝未実施 </td><td colspan="2" rowspan="3"> 3,000 </td></tr> <tr> <td colspan="4"> <small>※江の設置等は、スマート農業加算との重複は不可</small> </td></tr> <tr> <td colspan="4"> <small>【お問い合わせ先】農村振興局農地資源課 (03-6744-2197)</small> </td></tr> </tbody> </table>	< 事業の内容 >		1. 多面的機能支払交付金 48,463 (47,050) 百万円		① 農地維持支払 地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。 ② 資源向上支払 地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。		交付単価 (円/10a)		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>耕作地</th> <th>北海道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●農地維持支払 (共同) x1</td><td>●農地向上支払 (資源向上化) x1</td><td>●農地維持支払 (共同) x1</td></tr> <tr> <td>田 3,000</td><td>2,400</td><td>4,400</td></tr> <tr> <td>畠 2,000</td><td>1,440</td><td>2,000</td></tr> <tr> <td>草地 250</td><td>240</td><td>400</td></tr> <tr> <td>1,300</td><td>1,080</td><td>130</td></tr> <tr> <td>3,400</td><td>600</td><td>120</td></tr> <tr> <td>400</td><td>80</td><td>400</td></tr> </tbody> </table>			耕作地	北海道	●農地維持支払 (共同) x1	●農地向上支払 (資源向上化) x1	●農地維持支払 (共同) x1	田 3,000	2,400	4,400	畠 2,000	1,440	2,000	草地 250	240	400	1,300	1,080	130	3,400	600	120	400	80	400	「5年間以上未施用の地区は、②に75%単価を適用」 ※1 ①、②の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取扱いが必要 ※2 ①、②併せて③の長寿命化に取組む場合は、③に75%単価を適用 ※3 ③の長寿命化において、直管施工を行わない場合は、5/6単価を適用		2. 多面的機能支払推進交付金 1,585 (1,539) 百万円 交付金の適正かつ円滑な実施に向け、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。		< 事業の流れ > 		農地維持支払 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等		資源向上支払 水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等 老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等		<small>※下線部は拡充内容</small>				<small>実施主体：農業者等で構成される組織（①及び②は農業者のみで構成する組織でも取扱可能）</small> <small>対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地</small>				<small>※加算措置</small>				項目 (円/10a)		都道府県 北海道		多面的機能の更なる増進への支援 (加算対象活動に「広域活動組織における活動支援隊※の設置及び活動の実施」、「水管路を通じた環境負荷低減活動の進化」の項目を新たに追加)		田 400 320 畑 240 80 草地 40 20		水田の雨水貯留機能の強化（田んぼタラム）への支援 資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合		田 400 320		<small>※広域活動組織内の集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置される部</small>				項目 (円/10a)		都道府県 北海道		遠隔負荷低減の取組への支援 長中期干し		組編の体制強化 活動支援班※の設置 への支援		肥料と化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて環境負荷軽減に取り組む面積が増加する場合 冬期灌水		広域活動組織の設立 活動支援班※の設置 を併せて行うこと		中央干し定期		40万円/組織		江の設置等 作溝施肥		作溝施肥		作溝未実施		3,000		<small>※江の設置等は、スマート農業加算との重複は不可</small>				<small>【お問い合わせ先】農村振興局農地資源課 (03-6744-2197)</small>			
< 事業の内容 >																																																																																																								
1. 多面的機能支払交付金 48,463 (47,050) 百万円																																																																																																								
① 農地維持支払 地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。 ② 資源向上支払 地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。																																																																																																								
交付単価 (円/10a)																																																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>耕作地</th> <th>北海道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●農地維持支払 (共同) x1</td><td>●農地向上支払 (資源向上化) x1</td><td>●農地維持支払 (共同) x1</td></tr> <tr> <td>田 3,000</td><td>2,400</td><td>4,400</td></tr> <tr> <td>畠 2,000</td><td>1,440</td><td>2,000</td></tr> <tr> <td>草地 250</td><td>240</td><td>400</td></tr> <tr> <td>1,300</td><td>1,080</td><td>130</td></tr> <tr> <td>3,400</td><td>600</td><td>120</td></tr> <tr> <td>400</td><td>80</td><td>400</td></tr> </tbody> </table>			耕作地	北海道	●農地維持支払 (共同) x1	●農地向上支払 (資源向上化) x1	●農地維持支払 (共同) x1	田 3,000	2,400	4,400	畠 2,000	1,440	2,000	草地 250	240	400	1,300	1,080	130	3,400	600	120	400	80	400																																																																															
	耕作地	北海道																																																																																																						
●農地維持支払 (共同) x1	●農地向上支払 (資源向上化) x1	●農地維持支払 (共同) x1																																																																																																						
田 3,000	2,400	4,400																																																																																																						
畠 2,000	1,440	2,000																																																																																																						
草地 250	240	400																																																																																																						
1,300	1,080	130																																																																																																						
3,400	600	120																																																																																																						
400	80	400																																																																																																						
「5年間以上未施用の地区は、②に75%単価を適用」 ※1 ①、②の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取扱いが必要 ※2 ①、②併せて③の長寿命化に取組む場合は、③に75%単価を適用 ※3 ③の長寿命化において、直管施工を行わない場合は、5/6単価を適用																																																																																																								
2. 多面的機能支払推進交付金 1,585 (1,539) 百万円 交付金の適正かつ円滑な実施に向け、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。																																																																																																								
< 事業の流れ > 																																																																																																								
農地維持支払 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等																																																																																																								
資源向上支払 水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等 老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等																																																																																																								
<small>※下線部は拡充内容</small>																																																																																																								
<small>実施主体：農業者等で構成される組織（①及び②は農業者のみで構成する組織でも取扱可能）</small> <small>対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地</small>																																																																																																								
<small>※加算措置</small>																																																																																																								
項目 (円/10a)		都道府県 北海道																																																																																																						
多面的機能の更なる増進への支援 (加算対象活動に「広域活動組織における活動支援隊※の設置及び活動の実施」、「水管路を通じた環境負荷低減活動の進化」の項目を新たに追加)		田 400 320 畑 240 80 草地 40 20																																																																																																						
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼタラム）への支援 資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合		田 400 320																																																																																																						
<small>※広域活動組織内の集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置される部</small>																																																																																																								
項目 (円/10a)		都道府県 北海道																																																																																																						
遠隔負荷低減の取組への支援 長中期干し		組編の体制強化 活動支援班※の設置 への支援																																																																																																						
肥料と化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて環境負荷軽減に取り組む面積が増加する場合 冬期灌水		広域活動組織の設立 活動支援班※の設置 を併せて行うこと																																																																																																						
中央干し定期		40万円/組織																																																																																																						
江の設置等 作溝施肥		作溝施肥																																																																																																						
作溝未実施		3,000																																																																																																						
<small>※江の設置等は、スマート農業加算との重複は不可</small>																																																																																																								
<small>【お問い合わせ先】農村振興局農地資源課 (03-6744-2197)</small>																																																																																																								

日本型直接支払のうち 中山間地域等直接支払交付金		【令和7年度予算額 28,460 (26,100) 百万円】																
< 対策のポイント > 中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。																		
< 事業目標 > 耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.4万haの減少を防止【令和7年度から令和11年度まで】																		
< 事業の内容 >		< 事業イメージ >																
1. 中山間地域等直接支払交付金 27,560 (25,800) 百万円 農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取組（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。																		
【主な交付単価】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>区分</th> <th>交付単価 (円/10a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>急傾斜（1/20～）</td> <td>21,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緩傾斜（1/10～）</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>畠</td> <td>急傾斜（15度～）</td> <td>11,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緩傾斜（8度～）</td> <td>3,500</td> </tr> </tbody> </table>				地目	区分	交付単価 (円/10a)	田	急傾斜（1/20～）	21,000		緩傾斜（1/10～）	8,000	畠	急傾斜（15度～）	11,500		緩傾斜（8度～）	3,500
地目	区分	交付単価 (円/10a)																
田	急傾斜（1/20～）	21,000																
	緩傾斜（1/10～）	8,000																
畠	急傾斜（15度～）	11,500																
	緩傾斜（8度～）	3,500																
<small>〔農業生産活動等を継続するための活動のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「ネットワーク化活動計画※」の作成、を行なう場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）※1 植栽の密植技術に関する活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な削減等の効率化（以下同じ）〕</small>																		
2. 中山間地域等直接支払推進交付金 900 (300) 百万円 制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。																		
< 事業の流れ > 																		
対象地域 中山間地域等 (地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)																		
対象農用地 農振農用地区域内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を満たす農用地																		
対象者 集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等 〔集落協定等に基づく活動〕																		
① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等） ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（ネットワーク化活動計画の作成）																		
【加算措置】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>棚田地域振興活動加算</th> <th>10a当たり単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>棚田地域振興活動加算</td> <td>10,000円 (田・畠)</td> </tr> <tr> <td>棚田地域振興活動加算</td> <td>14,000円 (田・畠)</td> </tr> <tr> <td>超急傾斜農地保全管理加算</td> <td>6,000円 (田・畠)</td> </tr> <tr> <td>ネットワーク化加算</td> <td>10,000円（最大※2） (地目にかわらず)</td> </tr> <tr> <td>スマート農業加算</td> <td>5,000円 (地目にかわらず)</td> </tr> </tbody> </table>				棚田地域振興活動加算	10a当たり単価	棚田地域振興活動加算	10,000円 (田・畠)	棚田地域振興活動加算	14,000円 (田・畠)	超急傾斜農地保全管理加算	6,000円 (田・畠)	ネットワーク化加算	10,000円（最大※2） (地目にかわらず)	スマート農業加算	5,000円 (地目にかわらず)			
棚田地域振興活動加算	10a当たり単価																	
棚田地域振興活動加算	10,000円 (田・畠)																	
棚田地域振興活動加算	14,000円 (田・畠)																	
超急傾斜農地保全管理加算	6,000円 (田・畠)																	
ネットワーク化加算	10,000円（最大※2） (地目にかわらず)																	
スマート農業加算	5,000円 (地目にかわらず)																	
① 植栽の密植技術に関する活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な削減等の効率化（以下同じ） ② 地域振興活動計画の対象棚田等（田1/10以上、畠15度以上）の保全と地域の振興を支援 <small>（スマート農業加算等の合算割合は、スマート農業加算との重複は不可）</small>																		
植田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畠20度以上） <small>（超急傾斜地総面積割合が0.5%未満の場合は、スマート農業加算との重複は不可）</small>																		
超急傾斜農地保全管理加算 超急傾斜農地（田1/10以上、畠20度以上）の保全や有効活用を支援																		
ネットワーク化加算 〔上限額：100万円/年〕																		
ネットワーク化や統合等による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援																		
スマート農業加算 〔上限額：200万円/年〕																		
スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援																		
<small>※2 田面積の割合に応じて個別的に適用する割合を定める（「～10a」部分：4,000円/10a、「10a～40ha」部分：1,000円/10a）</small>																		
<small>※3 第二耕作面（R2～R6）で実施した集落機能強化加算の超過部分を別途算定</small>																		
<small>（注）本制度は、市町の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。</small>																		
<small>【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)</small>																		

出展：多面的機能支払制度・中山間地域等直接支払制度（農林水産省 HP）

4. あけぼの大豆産地と制度活用地域の関係性

本町における「あけぼの大豆」の主要生産地域を地区別に整理すると、中山間地域等直接支払交付金および多面的機能支払交付金の対象地区と高い重なりが確認されている。特に、西嶋、久成、手打沢、寺沢、下山、宮木、八日市場等の地区においては、作付面積および作業参加人数の両面において一定規模の生産活動が維持されており、同時に直払制度や多面的機能支払制度による農地維持活動が継続的に実施されている。(次頁 図II-4 参照)

このことは、あけぼの大豆の生産が単一作物として独立して成立しているものではなく、農地管理、水利管理、共同作業体制といった地域農業基盤の維持活動と一体的に支えられている構造であることを示している。すなわち、制度を活用した農地保全活動が安定している地区ほど、作付継続および生産体制の維持が相対的に安定している傾向がみられる。

一方で、構成員数の減少や高齢化が進行している地区においては、作付面積の縮小や作業体制の維持が課題となっており、地域農業基盤の弱体化が、あけぼの大豆の生産規模および継続性にも影響を及ぼし得る状況が確認されている。

このように、地域農業の持続性とあけぼの大豆の産地維持は相互に依存する関係にあり、いずれか一方の機能低下は、他方の維持にも連鎖的な影響を及ぼす構造となっている。したがって、中山間地域等直接支払制度および多面的機能支払制度を活用する地域の減少は、単なる制度対象面積の縮小にとどまらず、本町の基幹作物であるあけぼの大豆の生産基盤および産地振興にも中長期的な影響を及ぼす要因となり得る。

以上の点から、本町においてあけぼの大豆を核とした産地振興を持続的に推進していくためには、制度活用地域の維持・強化とあわせて、広域的な支援体制の構築による地域農業基盤の安定化を同時に進めていくことが不可欠である。

図 II-4-1 あけぼの大豆 作付地区一覧

令和7年度 暫大豆種子購入者 作付地区一覧						
地区	大字	筆数	面積(㎡)	地区	大字	筆数
身延	粟倉	1	200	下部	清澤	2
	下山	60	21,538		大炊平	1
	波木井	1	100		岩欠	15
	身延	1	60		杉山	
	梅平	29	10,937		北川	10
	大野	1	396		市之瀬	23
	小田船原	3	400		常葉	85
	門野				上之平	19
	大城	1	246		大子	
	相又	103	59,288		波高島	14
豊岡	横根中	3	502		下部	2
	光子沢				湯之奥	300
	清子	1	160		一色	17
	上八木沢				古閑	15
	大塙				釜額	7
	蒂金	3	476		中ノ倉	
	椿草里	1	121		瀬戸	
	大崩				根子	1
	丸滝	2	300		大磯小磯	
	角打	1	150		折門	
大河内	和田	9	6,929		八坂	
	樋之上				三澤	4
	大鳥	3	750		樋田	1
	身延地区	合計	223		車田	3
			102,553		道	16
久那土	水船			身延町全体	400	448
	芝草				切房木	20
	久保				道	16
	大山				水船	
	瀬				芝草	1
	山家				久保	2
	上田原				大山	
	下部地区	合計	258		山家	
			52,008		上田原	
					下部地区	合計

図 II-4-1 あけぼの大豆 作付地区一覧

II.設立の背景

多面的機能支払交付金のみ
中山間地域等直接支払交付金のみ
重複参加

5. 地域農業組織アンケート結果にみる現場課題

本町では、地域農業の現状および組織運営上の課題を客観的に把握するため、多面的機能支払交付金活動組織および中山間地域等直接支払交付金集落協定の代表者等を対象としてアンケート調査を実施した。有効回答数は38件であり、地域農業を担う現場関係者の実態を反映した結果が得られている。

調査結果によれば、現在直面している主要な課題として、「鳥獣害対策の困難さ」が71.1%と最も多く、「事務作業の負担」(63.2%)、「人手不足」(36.8%)がこれに続いている。特に事務作業については、交付金申請、会計処理、実績報告等の煩雑な業務負担が現場に大きな負荷となっている実態が明らかとなっており、制度運営そのものが地域組織の持続性を脅かす要因となりつつあることが示唆される。

また、ネットワーク化・広域連携に対する意向については、「積極的に検討したい」が60.5%、「役場が主導するならすぐにでも進めたい」が15.8%と、全体の約76%が前向きな姿勢を示しており、地域側においても従来の単独集落単位の運営体制から、広域的な連携体制への転換を求める意識が高まっていることが確認された。

さらに、ネットワーク化により期待される効果としては、「事務作業の負担軽減」(76.3%)、「作業負担の軽減」、「農機具・資材の共同利用」、「農地活用の促進」などが挙げられており、制度運営の効率化と現場作業負担の双方において改善効果が期待されている状況にある。

一方で、意思決定の複雑化や負担増加への懸念などの不安要素も一定程度存在しているが、これらについては運営体制の工夫やルール整備、交付金加算制度の活用等により、制度設計上対応可能な課題であることも併せて整理されている。

以上のアンケート結果から、本町の地域農業組織は、現行体制のままでは制度運営および農地保全活動の継続が困難となる局面に直面しており、事務機能の集約化、広域連携による負担分散、行政との役割分担を前提とした新たな運営体制の構築が、現場ニーズに即した現実的な対応策であることが明確となった。

本協議会設立は、こうした現場の実態および要請を踏まえ、地域農業の持続性確保に向けた構造的課題に対応するための制度的基盤整備として位置付けられるものである。

(次頁 図II-5 参照)

【アンケート概要】

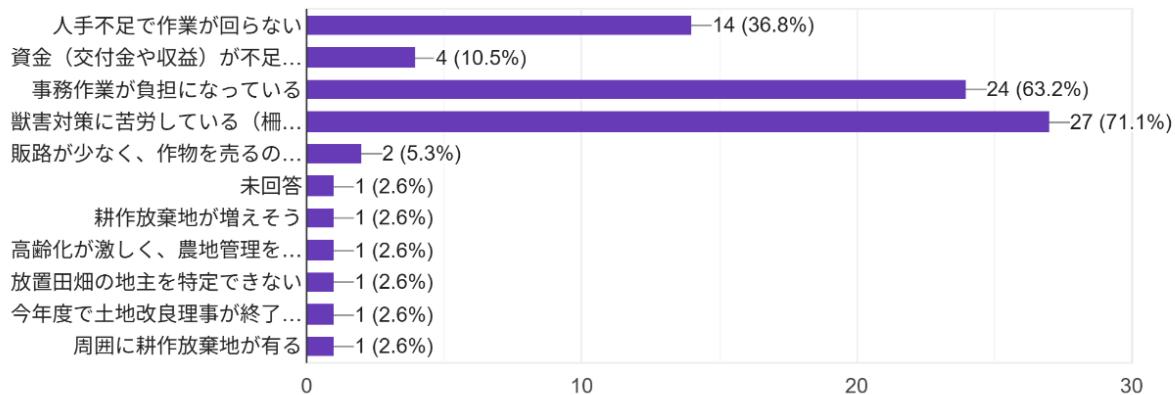
- ①名 称：「地域農業の課題（組織運営上の課題）」に関するアンケート
- ②目 的：地域農業の課題および組織運営に関する意見収集
- ③対 象 者：多面的機能支払交付金7活動組織 代表者ほか構成員、中山間地域等直接支払交付金18集落協定 代表者ほか構成員
- ④時 期：2025年2月19日～2月28日
- ⑤有効回答：38件

II. 設立の背景

図 II-5- 地域農業の課題と運営に関するアンケート結果 一部抜

Q3. あなたの組織（または地域）で、運営上どのような課題がありますか？（複数選択可）

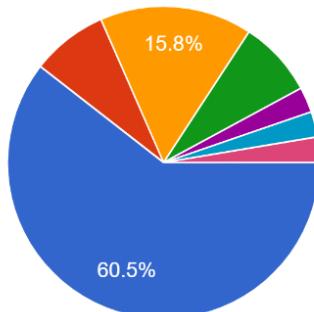
38 件の回答



Q4.

他の組織や地域と連携（広域化・ネットワーク化）することについて、どのように感じますか？

38 件の回答



- 役場が主導ってくれるならば、すぐにでも広域化・ネットワーク化を進めたい
- メリットを感じるので積極的に検討したい
- デメリットが整理できるならば検討したい
- 課題がないため現時点では考えられない
- 未回答
- 現時点での組織維持も困難で、広域化・ネットワーク化は必要としない
- 水稻だけの我々の組織は必要としない

Q5. 広域化・ネットワーク化を進めることで、どのようなことを期待しますか？（複数選択可）

38 件の回答

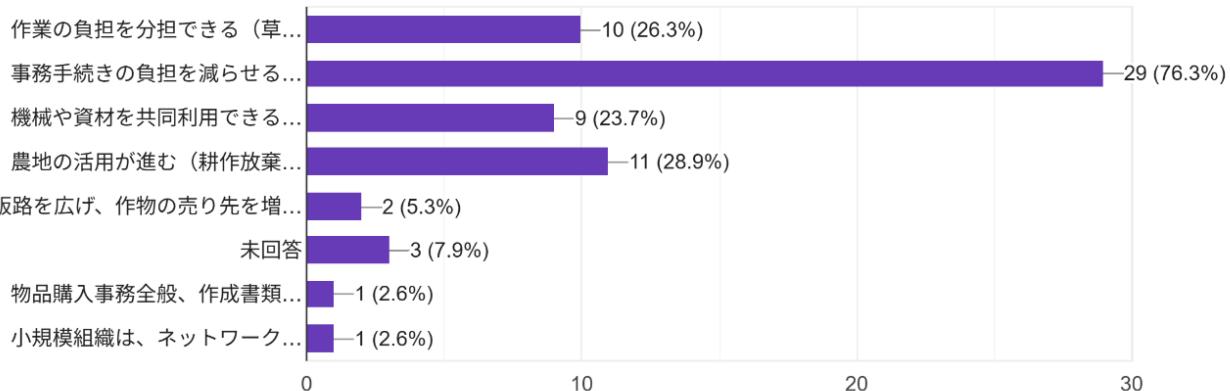


図 II-6-1 「地域農業の課題（組織運営上の課題）」に関するアンケート内容

「地域農業の課題（組織運営上の課題）」に関するアンケート

（回答期限：2月28日）

身延町産業課農林担当

目的：

このアンケートは、地域農業を解決する方法として、多面的機能支払交付金活動組織の広域化・中山間地域等直接支払交付金集落協定のネットワーク化についての意見を集めるためのものです。組織運営や農地管理に関するお考えをお聞かせください。

右のQRコードからアンケートフォームへアクセスできます。
(QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



回答者組織名：

01. あなたの組織が受け取っている交付金は？
 多面的機能支払交付金 中山間地域等直接支払交付金

02. あなたの組織はどの地区（旧町）ですか？
 下部地区 中富地区 身延地区

03. あなたの組織（または地域）で、運営上どのような課題がありますか？（複数選択可）

- 人手不足で作業が回らない
 資金（交付金や収益）が不足している
 事務作業が負担になっている
 欲望対策に苦労している（機の管理・廃除など）
 販路が少なく、作物を売るのが難しい
 その他（ ）

04. 他の組織や地域と連携（地域化・ネットワーク化）することについて、どのように感じますか？
 役場が主導となってくれるならば、すぐにでも地域化・ネットワーク化を進めたい

次ページに続きます

II. 設立の背景

- メリットを感じるので積極的に検討したい
□ テメリットが整理できるならば検討したい
□ 調査がないため現時点では考えられない
□ その他（ ）
05. 広域化・ネットワーク化を進めることで、どのようなことを期待しますか？（複数選択可）
- 作業の負担を分担できる（草刈り、農作業、歓喜対策など）
 事務手続きの負担を減らせる（交付金の申請・会計管理など）
 機械や資材を共同利用できる（トラクター、草刈り機、肥料など）
 農地の活用が進む（耕作放棄地の管理、農地バンクの利用など）
 販路を広げ、作物の売り先を増やせる（共同直売所、ブランド化など）
 その他（ ）
06. 広域化・ネットワーク化を進める上で、不安に感じることは何ですか？（複数選択可）
- 意思決定が難しくなりそう（話し合いが増える、調整が大変など）
 負担が増えるのではないか（事務作業や作業量の増加）
 支付金や利益の分配が不公平になるのではないか
 今のやり方が変わってしまい、地域の自主性がなくなるのではないか
 特に不安はない
 その他（ ）
07. もし広域化・ネットワーク化を進める場合、どのようなサポートがあれば良いと思いまですか？（複数選択可）
- 役場が仲介し、調整をしてくれる仕組みがある
 事務作業のサポート（会計・申請・報告など）をしてもらえる
 農機具・資材の共同利用の制度を作る
 歓喜対策のための広域管理組織を作る
 販路拡大のための支援（広域直売所・ブランド化など）
 具体的な成功事例を知る機会がある
 その他（ ）

ご回答ありがとうございます。所定の返信用封筒で郵送してください。

6. 個別対応型農業から協働型農業への転換の必要性

本町の中山間地域においては、農業経営体・基幹的農業従事者は少なく、農地や農業用施設（水路・農道等）の維持管理を個々の農業者の努力のみに依存する体制は現実的ではない。農地の維持は、生産者個人の営農活動にとどまらず、地域全体の共同作業と役割分担によって初めて成立する公共性の高い営みである。

すなわち、今後の地域農業の維持には、「個人が担う農業」から「地域が支え合う農業」への構造転換は必要不可欠であり、集落間連携や事務体制の集約化など、協働型の運営モデルの構築が求められている。

7. 制度動向と市町村主体の体制構築の必要性

国においては、第6期中山間地域等直接支払制度において、集落協定の統合やネットワーク化、多様な主体の参画を促進し、市町村が主体となった体制整備を進めることが制度上明確に位置付けられている。これは、従来の個別組織単位による運営から、より広域的かつ持続可能な体制への転換を図る政策的方向性を示すものである。

こうした制度動向を踏まえ、本町においても、交付金制度の安定的な継続と地域農業基盤の維持を目的として、町が調整主体となり、関係団体との協議・合意形成を段階的に進める必要が生じた。

8. ネットワーク化構想による基盤強化の位置付け

地域農業の持続的発展を図る上では、6次産業化、ブランド化といった発展的施策のみならず、それらを支える基礎的な農地管理体制や共同活動基盤の強化が不可欠である。これらの基盤は、地域農業の「幹」に相当する部分であり、ここが弱体化すれば、将来的な発展施策も安定的に機能しない。

本町が進めるネットワーク化構想は、まさにこの基盤部分を強化する取組であり、交付金事務の一元化、集落間連携の促進、人材・情報の共有を通じて、地域農業を支える土台を再構築することを目的としている。

9. 協議会設立の必然性

以上の背景を踏まえ、本町においては、個別組織単位の対応を超えて、町内全体で農地保全体制を再構築する枠組みとして、「身延町中山間地域ネットワーク協議会」を設立することとした。

本協議会は、各集落協定の自主性を尊重しつつ、事務機能の集約化と広域的な連携体制を

II.設立の背景

構築することにより、地域農業の基盤を維持・強化し、農地と営農環境を次世代へ継承するための中核組織として位置付けるものである。

III. 検討から設立までの経過

1. 検討開始の契機と問題意識の共有

本町においては、令和6年度以降、中山間地域等直接支払交付金および多面的機能支払交付金制度の継続的運用に関する課題が顕在化する中で、地域農業の将来像および制度運営体制の在り方について、抜本的な見直しが必要であるとの認識が町内部において共有されるに至った。

特に、各集落協定や活動組織における役員負担の集中、事務作業の高度化・煩雑化、後継人材の不足といった構造的課題については、個別組織の努力のみで解決することが困難であり、町が調整主体となって体制全体の再構築を検討する必要性が明確となった。

2. 地域関係者との意見交換および合意形成の開始

こうした問題意識を踏まえ、令和7年2月には、集落協定代表者および多面的機能活動組織関係者を対象とした「地域農業の将来に関する意見交換会」を複数回開催し、現場の課題把握および将来に向けた方向性についての意見聴取を実施した。

本意見交換会においては、「事務負担の軽減」「役員体制の持続性確保」「農地管理体制の維持」といった共通課題が多数示されるとともに、広域的な連携体制の必要性について一定の理解が得られた。

3. ネットワーク化構想説明会の実施と参加意向の確認

令和7年6月には、町内の全集落協定を対象とした「中山間地域等直接支払制度第6期対策およびネットワーク化構想説明会」を複数回開催し、国の制度動向、本町における課題認識、想定する新たな体制像について説明を行った。

本説明会においては、交付金事務の一元化、協議会型ネットワークの仕組み、負担金の考え方、役割分担の基本方針などについて具体的な情報提供を行い、参加団体からの質疑・意見を踏まえながら、構想内容の調整を進めた。

その後、同年8月までにネットワーク化構想への参加意向確認を実施し、町内多数の集落協定から前向きな参加意向が示されたことを受け、本構想を実行段階へ移行する判断に至った。

4. 協議会設立準備会による制度設計および運営ルール整備

令和7年10月および11月には、参加予定団体の代表者を中心とした「協議会設立準備

III.検討から設立までの経過

会」を開催し、協議会設立に向けた具体的な制度設計および運営体制の検討を行った。

本準備会においては、以下の事項について集中的な協議を実施した。

- 協議会の目的および位置付け
- 組織体制および役員構成
- 事務局体制および役割分担
- 負担金の仕組みおよび財源構成
- 事務委託方式の導入方針
- 会計・文書管理等の内部規程整備方針

特に、協議会が各集落協定の上位組織ではなく、事務および調整機能を担う横断的支援組織として位置付けられる点については、参加団体間で共通理解が図られ、制度設計の基本原則として整理された。

5. 設立準備の最終調整および制度移行期間の整理

令和7年12月には、参加団体からの正式な加入申込を受け、協議会設立に必要となる規約案、会計処理規程、負担金細則、事務委託契約案等の整備を完了させるとともに、設立後の円滑な制度移行を見据えた準備期間の設定について整理を行った。

具体的には、令和8年2月の協議会設立後、同年度当初より交付金事務の一元化を本格稼働させることを前提としつつ、設立直後の混乱や事務リスクを回避するため、令和7年内の残期間を準備期間として位置付け、段階的な運用開始とする方針を決定した。

6. 設立総会開催に至る経緯の整理

以上の検討および調整を経て、地域関係者との合意形成、制度設計、運営体制整備が一定の水準に達したことから、令和8年2月に「身延町中山間地域ネットワーク協議会設立総会」を開催し、正式な組織設立手続きを行うこととした。

本設立総会は、単なる形式的な組織設立にとどまらず、本町における中山間地域農業の新たな運営モデルを実装する起点として位置付けられるものであり、これまでの検討経過を踏まえた合意形成の到達点として実施するものである。

III.検討から設立までの経過

表III-1－本協議会設立に向けた検討過程および主な取組経過

年月日	内容	会場	備考
令和6年 10月24日	中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金 次期対策説明会	北巨摩合同庁舎	県主催説明会に参加
同12月24日	中山間地域等直接支払交付金 第6期 対策説明会・地域計画策定説明会	役場本庁舎	町内関係者向け制度説明
令和7年 2月1日	直払次期対策説明会（竹之島）	佐野和彦氏宅	次期対策（NW化）説明
同2月10日	直払次期対策説明会（波高島）	波高島公民館	次期対策（NW化）説明
同2月19日	地域農業の将来に関する意見交換会（昼夜2回）	役場本庁舎	地域課題・方向性意見聴取
同2月20日	地域農業の将来に関する意見交換会（昼夜2回）	役場本庁舎	前日継続開催
2月19日 ～2月28日	「地域農業の課題（組織運営上の課題）」に関するアンケート	—	地域農業組織の構成員へのアンケート
同3月9日	直払次期対策説明会（西嶋）	中富地区公民館 西嶋分館	次期対策（NW化）説明
同5月11日	中山間直払/地域計画 説明会（下山）	身延地区公民館下山分館	次期対策（NW化）/地域計画説明
同6月18日	直払第6期対策・ネットワーク化構想説明会（昼夜2回）	役場本庁舎	NW化構想説明・質疑対応
同6月19日	直払第6期対策・ネットワーク化構想説明会（昼夜2回）	役場本庁舎	継続開催
同9月24日	中山間直払/地域計画 説明会（帶金）	帶金公民館	次期対策（NW化）/地域計画説明
同10月9日	第1回 協議会設立準備会	役場本庁舎	組織設計・制度整理
同11月19日	第2回 協議会設立準備会	役場本庁舎	規約・体制最終調整
同12月5日	協議会加入申込書 提出	—	協議会への参加意向
令和8年 2月6日	身延町中山間地域ネットワーク協議会 設立総会	役場本庁舎	正式設立

IV.設立の目的・意義

1. 設立の目的

本協議会は、中山間地域等直接支払交付金および多面的機能支払交付金制度を活用してきた本町の地域農業組織が、近年直面している高齢化、担い手不足、事務負担の増加といった構造的課題に対応するため、町内の集落協定および活動組織等が連携し、持続可能な運営体制を構築することを目的として設立するものである。

具体的には、第一に、交付金に関する申請、会計処理、実績報告等の事務作業を協議会において一元化し、業務の標準化および効率化を図ることにより、各地域農業組織の事務負担を軽減し、制度運営の安定性と継続性を確保することを目的とする。

第二に、集落単位では対応が困難となりつつある農地保全活動、鳥獣害対策、人材確保および人材育成などの課題について、地域間連携による共同対応体制を構築し、地域全体としての対応力を強化することを目的とする。

第三に、地域農業組織の運営基盤を安定化させることにより、農地の維持管理体制を将来にわたり持続可能なものとし、本町中山間地域における地域農業の継続的な発展と地域活性化につなげることを目的とする。

2. 設立の意義

本協議会の設立は、単なる事務処理の集約にとどまらず、地域農業の運営構造そのものを持続可能な形へ再構築する取組として重要な意義を有する。

第一に、交付金申請や会計処理等の煩雑な事務を協議会で一括管理することにより、各組織の事務負担を軽減し、役員の固定化や属人化を防止するとともに、地域農業組織の運営安定化を図る点に意義がある。

第二に、協議会を通じた情報共有および地域間連携により、労力補完や共同対応が可能となり、地域全体で支え合う体制を構築することで、単独集落では対応が困難な課題への対応力を高める点に意義がある。

第三に、ネットワーク化による体制整備単価およびネットワーク化加算の活用を通じて、活動資金の充実を図り、交付金をより効果的かつ戦略的に地域農業の維持・発展に活用できる点に意義がある。

第四に、高齢化が進行する中においても、地域農業を継続可能とする仕組みを構築し、農地の維持管理と景観保全を両立させることにより、本町の中山間地域における農業基盤を将来世代へ継承する点に意義がある。

さらに、事務支援業務を地域拠点である「あけぼの大豆拠点施設」に委託することにより、地域資源を活かした自立的な運営体制を形成し、協議会の活動を通じて生じる資金や

IV.設立の目的・意義

業務を地域内で循環させることで、地域経済の持続性および拠点機能の安定化につなげる点も、本協議会設立の重要な意義である。

本協議会は、制度運営と地域農業活動の両面を支える中核的な連携基盤として機能することを目指し、地域農業の持続的発展を支える包括的な体制の構築を図るものである。

あわせて、本協議会の設立は、交付金制度運営に伴う事務不備、書類差戻し、交付要件未達による返還リスク、監査対応負担の集中といった運営リスクを構造的に低減する効果を有する。

事務処理の標準化および専門性の集約により、制度適合性の確保および事務品質の均一化が図られることで、行政および地域双方における制度運営上の不確実性を抑制し、安定的な事業継続を可能とする体制構築につながるものである。

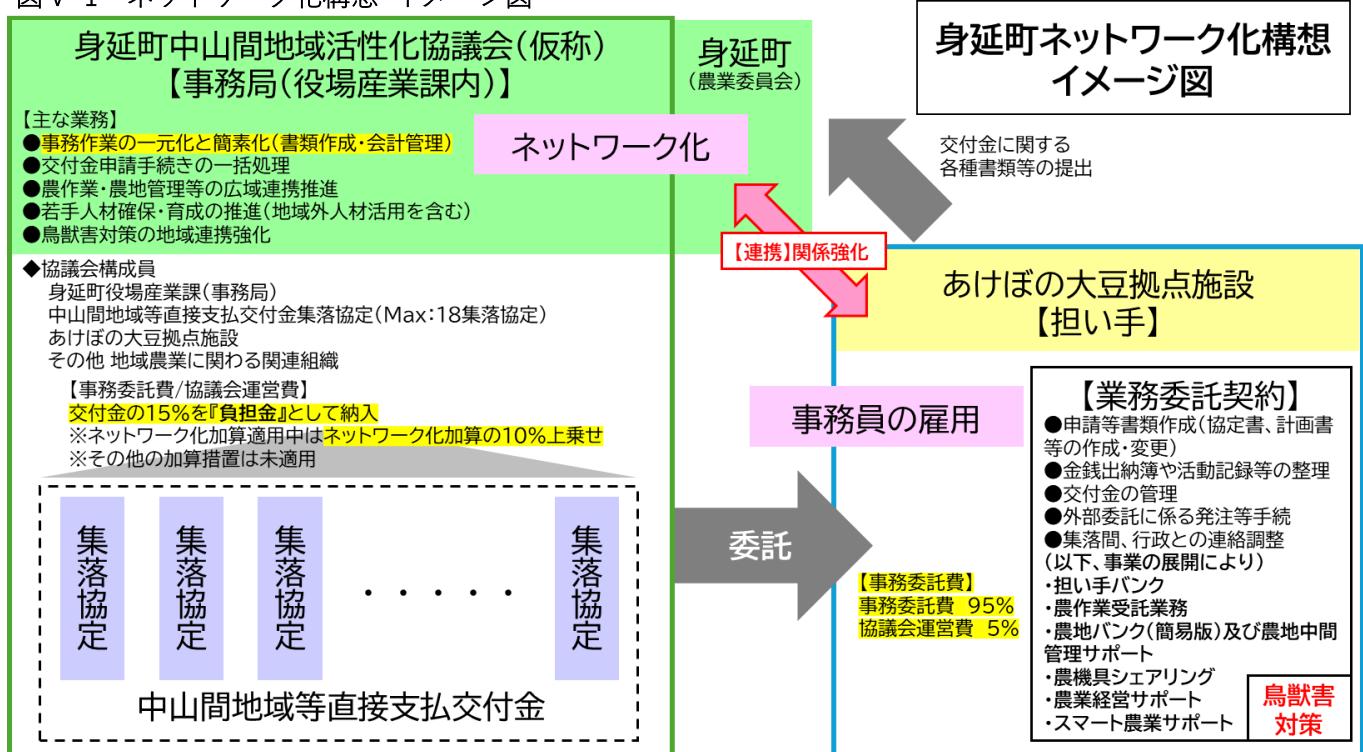
V. 協議会の位置付けと役割

1. 協議会の基本的性格

本協議会は、各集落協定および活動組織の上位組織として指揮命令系統を形成するものではなく、各組織の自主性を尊重しつつ、事務・調整・連携機能を担う横断的な支援組織として位置付けるものである。

各集落協定および活動組織は、引き続き地域における農地管理や共同活動の主体としての役割を担い、協議会はそれらの活動を支える共通基盤として機能する。

図V-1-ネットワーク化構想 イメージ図



2. 協議会の規模および対象範囲

本協議会は、町内の中山間地域等直接支払交付金集落協定および多面的機能支払交付金活動組織等を構成員とし、町内中山間地域全域を対象とした広域的な運営体制として設計している。

設立時点においては、町内すべての集落協定および一般社団法人あけぼの大拠点施設が参加する体制となっており、対象農用地面積、構成員数、交付金取扱規模のいずれにおいても、町単位での制度運営を包括的に担う規模となっている。

このように、本協議会は特定地区に限定した任意的な連携組織ではなく、町内中山間地域農業の基盤を横断的に支える中核組織として位置付けられるものであり、制度運営の安定化および広域課題への対応を可能とする実効性ある規模を有する体制である。

また、将来的には新規参加団体の受入れや対象事業の拡張にも対応可能な構造とし、段階的な機能拡充を前提とした柔軟な運営設計としている。

表V-1－身延町中山間地域ネットワーク協議会の想定規模

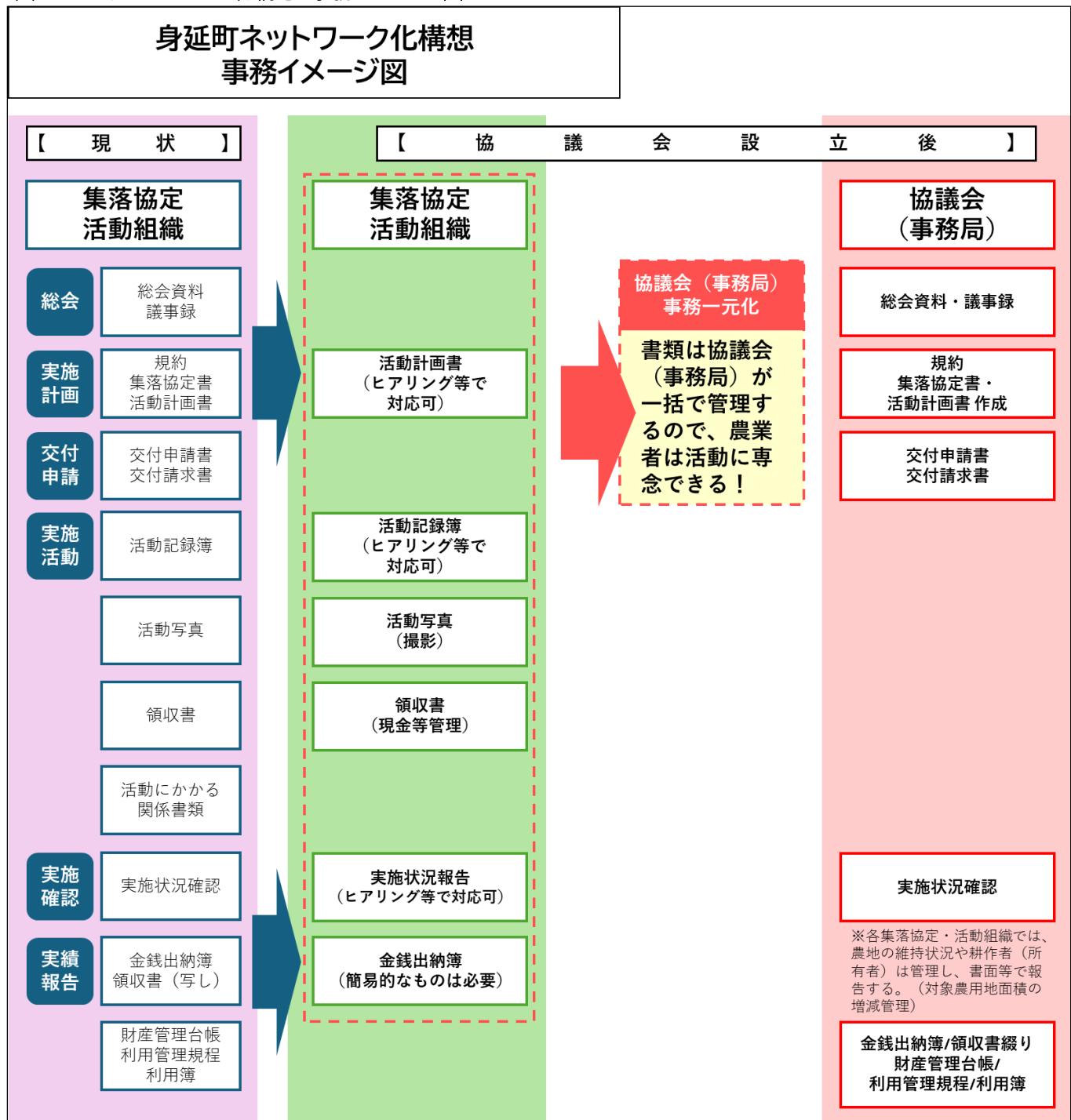
項目	内容	備考
参加集落協定数	17 団体	町内 17/17 集落協定
関連参加団体数	1 団体	あけぼの大拠点施設
対象農用地面積	935,433 m ²	【参考】第5期 (R6) 738,464 m ²
集落協定構成員数 (農業者数)	651 名	【参考】第5期 (R6) 502 人
交付金取扱規模	8,225,544 円 (通) 6,082,149 円 (加) 14,307,693 円 (計)	7,120,475 円
事務集約対象制度	中山間地域等直接支払制度	

3. 事務機能の集約および制度運営支援

協議会の主要な役割の一つは、交付金制度に関する申請、実績報告、会計処理、文書管理等の事務を集約し、一元的に管理することである。

これにより、各組織間でばらつきのあった事務処理水準の標準化を図るとともに、制度改正への対応や行政手続の効率化を実現し、安定的な制度運営体制を確立する。

図V-2-ネットワーク化構想 事務イメージ図



4. 広域的課題への対応および調整機能

協議会は、農地保全、鳥獣害対策、人材確保、担い手育成など、集落単位では対応が困難な広域課題に対し、関係機関や行政との調整窓口としての役割を担う。

また、地域間の情報共有や意見交換の場を設けることにより、各地区の取組事例やノウハウを横断的に共有し、地域全体の農業力向上を図る。

広域的な連携体制を構築することにより、豪雨災害、台風被害、鳥獣害の急激な拡大等、単一集落では対応が困難な緊急事案についても、迅速な情報共有および共同対応が可能となる体制整備効果が期待される。

これにより、地域農業基盤の早期復旧および被害拡大防止に資する調整機能を協議会が担うこととなる。

5. 将来的な地域農業支援拠点への発展可能性

協議会は、当初は交付金事務の一元化を主軸とした運営を行うが、将来的には農地管理支援、農作業受託、農機具シェアリング、スマート農業導入支援など、地域農業を総合的に支える機能へ段階的に発展させることを想定している。

これにより、単なる事務組織にとどまらず、地域農業の持続性を支える実務的中核組織としての役割を担うことを目指す。

あわせて、本協議会は、将来的な地域農業の省力化および生産性向上を見据え、スマート農業技術の導入促進についても段階的に取り組む方針とする。

中山間地域においては、高齢化および担い手不足の進行により、従来型の人手依存型作業体系の維持が困難となりつつあることから、作業負担の軽減および作業効率の向上を図るための技術導入が重要な課題となっている。

このため、当面は中山間地域等直接支払交付金におけるスマート農業加算制度の活用を視野に入れ、共同防除の効率化、ドローン・センサー技術の活用、作業管理のデジタル化等、地域実情に即した導入モデルの検討を進めるものとする。

これらの取組については、協議会が広域的な調整主体として機能し、導入効果の検証や運用ルールの整理を行いながら、将来的には地域全体への横展開を図ることで、中山間地域農業の持続性向上および次世代型営農体制への移行を段階的に推進することを目指す。

6. 規約および関係規程による運営基盤の整備

本協議会の運営にあたっては、安定的かつ透明性の高い組織運営を確保するため、設立時に協議会規約をはじめとする関係規程類を体系的に整備した。

協議会規約においては、協議会の目的、組織構成、役員体制、総会および意思決定手続、事務局体制等の基本事項を明確化し、協議会運営の根幹となるルールを定めている。また、加入および除名の手続、役員任期、議決要件等についても明文化することで、運営の公平性および継続性を担保する構造としている。

あわせて、会計処理規程、文書管理規程、基金規程、備品管理規程、負担金および委託費に関する細則等を整備し、財務管理および事務運営に関する実務ルールを標準化することで、属人化の防止および事務品質の均一化を図る体制とした。

これらの規程体系により、本協議会は単なる任意的な連絡組織ではなく、制度運営を安定的に支える実務基盤を備えた運営組織として位置付けられるものであり、将来的な事業拡張や参加団体の増加にも対応可能な制度的枠組みを有する体制となっている。

【整備した関係規程類】

- ①身延町中山間地域ネットワーク協議会規約
- ②身延町中山間地域ネットワーク協議会会計処理規程
- ③身延町中山間地域ネットワーク協議会事務処理及び文書取扱規程
- ④身延町中山間地域ネットワーク協議会基金規程
- ⑤身延町中山間地域ネットワーク協議会備品管理規程
- ⑥身延町中山間地域ネットワーク協議会負担金及び委託費の納入・精算に関する細則

V.協議会の位置付けと役割

表V-2-整備した規程類の概要

	区分	主な内容	役割・位置付け
①	基本規程	協議会の目的、組織構成、役員体制、総会および意思決定手続、事務局体制等を規定	協議会運営の基本ルールを定める最上位規程
②	運営規程	収支管理方法、会計処理手順、帳簿管理方法等を規定	財務の透明性および適正管理の確保
③	運営規程	文書の作成、保存、管理方法を規定	記録管理の標準化および監査対応体制の確立
④	財務関連規程	協議会基金の設置目的、運用方法、管理方法を規定	中長期的な安定財源の確保および資金管理基盤の構築
⑤	資産管理規程	備品の取得、管理、廃棄手続を規定	資産管理の適正化および管理責任の明確化
⑥	運営細則	会員負担金の算定方法、徴収方法、事務委託費の取扱いを規定	運営財源の安定確保および事務委託運用の明確化

VI. ネットワーク化構想の政策的意義

1. 国の制度動向との整合性

本町が進めるネットワーク化構想は、第6期中山間地域等直接支払制度において示されている「組織の統合・ネットワーク化」「多様な主体の参画」「市町村主体による体制整備」といった政策方針と整合するものである。

従来の集落単位運営モデルから、広域連携型モデルへと移行することは、制度の安定的運用を確保するための政策的要請もあり、本構想はこれを地域実装レベルで具体化する取組である。

2. 補助金依存型から体制構築型への転換

本構想の特徴は、交付金の獲得を目的とする施策ではなく、地域農業を支える運営体制そのものを再構築することを主眼としている点にある。

すなわち、補助金を「目的」とするのではなく、地域の基盤整備を「目的」とし、結果として制度がこれを後押しする形を目指す体制構築型アプローチであり、持続可能な農業政策モデルとしての意義を有する。

3. 地方自治体主導型モデルとしての先進性

本町における協議会設立は、町内すべての中山間地域集落協定が連携する形で進められており、地方自治体が主体となって制度運営体制を再設計する取組として、県内において初めての先進的な事例となる。

これは、人口減少下における中山間地域農業の維持に向けた一つの実装モデルとして、他自治体に対しても一定の示唆を与える取組である。

4. あけぼの大豆生産基盤の安定化への政策的波及効果

本構想に基づくネットワーク化の推進は、中山間地域農業の制度運営体制の強化にとどまらず、本町の基幹農産物である「あけぼの大豆」の生産基盤の安定化にも重要な政策的波及効果をもたらすものである。

あけぼの大豆の主要生産地域は、中山間地域等直接支払交付金および多面的機能支払交付金の対象地区と重複しており、農地管理体制および共同作業体制の維持が、生産継続の前提条件となっている。本構想により、交付金制度運営の安定化および地域農業基盤の維持が図られることで、あけぼの大豆の作付継続体制および生産環境の安定化が間接的に支えら

VI. ネットワーク化構想の政策的意義

れる構造となる。

また、事務負担の軽減および広域連携体制の構築により、地域農業組織が本来注力すべき生産活動や作業体制の維持に人的資源を再配分することが可能となり、産地としての生産持続性および品質維持体制の強化にも寄与することが期待される。

さらに、本構想を通じて形成される広域的な調整機能は、将来的な作業受委託体制の構築、スマート農業技術の共同導入、担い手育成施策との連動など、産地機能の高度化に向けた基盤形成にも波及効果をもたらすものであり、本町農業の中長期的な競争力確保に資する政策的意義を有する。

5. 中長期的地域農業政策への波及効果

本構想は、短期的な事務合理化にとどまらず、将来的な農地集約、担い手支援、スマート農業導入、地域資源活用施策等との連携を視野に入れた基盤整備施策である。

これにより、本町の農業政策全体において、点的施策から面的施策への転換を促進し、地域農業の持続性を構造的に高める効果が期待される。

6. 段階的発展モデルとしての将来的統合・広域化の政策的位置付け

本構想におけるネットワーク化は、各集落協定および活動組織の自主性を尊重した「緩やかな連携体制」を基本とし、急激な組織再編を伴わない段階的な体制構築を前提としている。

一方で、本町における地域農業を取り巻く環境は、高齢化および担い手不足の進行が今後も継続することが見込まれており、将来的には、個別組織単位での運営維持が困難となる可能性も想定される。

このため、本協議会は、当面はネットワーク型連携モデルとして運営を開始しつつ、中長期的には、事務機能のさらなる集約、共同活動体制の高度化、広域的活動組織への発展、組織統合の可能性などについても、地域の合意形成状況および制度動向を踏まえながら、段階的に検討を進める方針とする。

これにより、急激な制度変更による現場負担の増大を回避しつつ、将来の地域農業基盤の持続性を確保するための柔軟な発展モデルとして、本構想を位置付けるものである。

VII. 運営体制・財源構造（実務編）

1. 組織運営体制

本協議会の運営体制は、意思決定機関としての総会、運営調整機関としての役員会、実務執行機関としての事務局の三層構造により構成する。

総会は、協議会の最高意思決定機関として、事業計画、予算、規約改正、役員選任等の重要事項を決定する。役員会は、総会方針に基づき、運営上の具体的な事項について協議・調整を行う。

事務局は、身延町役場産業課内に設置し、制度運営、関係機関との調整、協議会運営全般の統括を担う中核機能として位置付ける。これにより、制度的安定性および行政的ガバナンスを確保する。

2. 事務一元化体制と業務分担

交付金関連事務については、協議会が主体となって一元管理を行い、申請書類作成補助、会計処理、実績報告、文書管理等の実務を集約する。

実務処理については、地域農業支援の実績を有する一般社団法人あけぼの大豆拠点施設へ事務委託を行い、専門性および継続性を確保する体制とする。

役割分担は以下のとおり整理する。

- 協議会：制度全体の統括、国・県・町との調整、方針決定
- 事務局（町）：制度管理、監督、ガバナンス確保
- 事務委託先：交付金事務処理、会計補助、書類作成支援
- 集落協定等：現地活動実施、証憑提出、情報提供

3. 財源構造および負担金の考え方

本協議会の運営財源は、交付金を原資とした会員負担金を基本とし、新たな町財政負担を発生させない自立型運営モデルを採用する。

負担金構成は以下のとおりとする。

- 通常分負担金：交付金額の 15%
 - ネットワーク化加算分負担金：交付金額の 10%
- 徴収した負担金の使途は、
- 協議会運営費：5%
 - 事務委託費：95%

とし、運営コストの最小化と実務機能への重点配分を基本方針とする。

VII.運営体制・財源構造（実務編）

この構造により、制度活用による財源循環型運営を実現し、安定的かつ持続可能な協議会運営体制を構築する。

本協議会の運営モデルは、新たな町単独一般財源の恒常的投入を前提とせず、交付金制度内資源および会員負担金を活用した自立的運営構造として設計している。

これにより、町財政への追加的負担を抑制しつつ、制度運営支援体制の安定化および継続性を確保する仕組みとなっており、財政健全性と地域農業支援の両立を図る持続可能な運営モデルとして位置付けられる。

なお、本協議会への参加は任意とするが、非参加団体においては、従来どおり個別に事務処理体制を維持する必要があることから、事務負担、制度対応コストおよび人的負担の差異が生じる構造となる。

このことにより、協議会参加による事務合理化効果および運営安定化効果が可視化される仕組みとなっており、各団体が自律的に最適な運営形態を選択できる制度設計としている。

VIII. 実施スケジュール

1. 設立準備期（令和6～7年度）

本期間は、本協議会設立に向けた制度設計および関係者合意形成を中心とする準備段階として位置付ける。

具体的には、町内の集落協定および多面的機能支払活動組織を対象とした説明会や意見交換会を通じて、ネットワーク化構想の趣旨および運営方針の共有を図るとともに、参加意向の把握および課題整理を実施する。

あわせて、協議会規約、会計処理規程、文書管理規程、基金規程等の関係規程類の整備を行い、協議会運営に必要な制度基盤の構築を進める。また、事務一元化に向けた業務フローの整理、役割分担の設計、事務委託体制の構築準備を行い、設立後の円滑な運営開始に向けた体制整備を完了させる。

さらに、設立総会開催に向けた議案整理、役員候補者調整、会員登録手続等の実務準備を進め、正式設立に向けた最終調整を行う。

2. 設立期（令和8年2月）

本期間は、本協議会を正式に発足させる段階として位置付ける。

設立総会において、設立趣意書、協議会規約、役員体制等の議決を経て協議会を正式に設立するとともに、会員登録の確定、役員体制の確立、事務局体制の立ち上げを実施する。

あわせて、金融機関口座の開設、会計処理体制の整備、文書管理体制の構築等、実務運営に必要な基盤整備を速やかに実施し、次年度からの本格稼働に向けた準備を完了させる。

3. 本格稼働期（令和8年度～）

本期間は、協議会の中核機能である事務一元化および制度運営支援を本格的に開始する段階として位置付ける。

具体的には、中山間地域等直接支払交付金および多面的機能支払交付金に関する申請書類作成支援、会計処理、実績報告業務等について、協議会を中心とした統一的な運営体制に移行する。

また、各集落協定および活動組織との定期的な情報共有体制を構築し、事務処理スケジュールの平準化、提出期限管理の強化、事務品質の標準化を推進する。

あわせて、鳥獣害対策、農地保全活動、共同作業体制の調整等、広域的課題への共同対応の試行的取組を段階的に開始し、協議会の調整機能の実装を進める。

4. 発展期（中長期）

本期間は、協議会機能の高度化および地域農業支援拠点としての役割拡張を段階的に進める発展段階として位置付ける。

具体的には、直払制度におけるスマート農業加算の活用を視野に入れた共同防除の効率化、作業管理のデジタル化、ドローン等の技術導入の検討を進め、作業負担の軽減および生産性向上に資する取組を展開する。

また、農作業受委託体制の調整機能や農機具共同利用、担い手育成施策との連動など、地域農業支援機能の拡充についても段階的に検討を進める。

これらの取組については、運営改善フレームワーク（OODA ループ）に基づき、導入効果の検証および運営体制の見直しを継続的に実施しながら、地域実情に即した持続可能な協議会運営モデルの確立を目指すものとする。

表VIII-1－身延町中山間地域ネットワーク協議会 年度別実施ロードマップ

取組項目	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度 以降
構想検討・制度整理	●	●		
関係者説明・意見交換	●	●		
規約・規程類整備		●		
協議会設立準備会		●		
設立総会開催		○（設立）	●（本格運用）	
組織体制立上げ		○（設立）	●（本格運用）	
事務一元化体制構築			●	●（改善）
直払・多面事務支援開始			●	●（拡充）
広域連携事業試行			●	●（本格化）
スマート農業加算検討			△（検討）	●
農業支援機能拡張			△（検討）	●
組織体制高度化・ 広域連携強化の検討			△（検討）	○（具体的検討）

VIII. 実施スケジュール

表VIII-2-協議会運営における役割別実施スケジュール

区分	主な役割	設立準備期	設立期	本格稼働期	発展期
町 (事務局)	制度調整・対外調整・支援	制度設計支援、説明会実施	設立支援	進捗管理・制度対応	政策連携強化
協議会 (運営主体)	組織運営・調整機能	体制設計参画	組織立上げ	事務統括・調整	機能拡張
委託先 (拠点施設)	実務処理・事務執行	業務設計準備	受託開始	事務実務運用	業務高度化
集落協定等	現場運営・協力	意見反映	会員登録	制度運用協力	共同取組拡張

IX.期待される効果および運営改善フレームワーク

本協議会の設立による効果については、定量的および定性的な指標を用いて継続的に評価・検証を行うとともに、その結果を踏まえ、運営体制および事業内容の改善を図るものとする。

具体的な数値目標については、協議会設立後の初期運用状況を踏まえ、段階的に設定することとし、本計画においては、指標の考え方および評価項目の整理を主眼とする。

また、評価および改善の運用にあたっては、状況把握、課題整理、意思決定および実行を短いサイクルで循環させる運営改善フレームワーク（OODA ループ）を基本とし、環境変化や現場状況に柔軟に対応できる体制を構築するものとする。なお、OODA ループの具体的な運用方法および協議会運営への適用については、後段において詳述する。

運営評価結果については、協議会総会等を通じて構成団体へ共有するとともに、必要に応じて町ホームページ等を活用した情報公開を行い、協議会運営の透明性および説明責任の確保を図るものとする。

【期待される効果（評価指標の整理）】

1. 制度運営面に関する効果

交付金制度の安定的運用を図る観点から、以下の指標を設定し、事務運営の効率化および品質向上を評価する。

- 交付金事務処理の標準化率
(例：全参加団体における統一様式対応率 100%)
- 申請・報告業務に係る作業時間削減率
(例：各集落における事務負担 30%以上削減)
- 事務ミス・差戻件数の削減状況

2. 組織持続性の指標

協議会および参加団体の運営安定性を評価するため、以下の観点から指標設定を行う。

- 集落協定の継続率
(例：廃止ゼロの維持)
- 役員輪番体制の安定運用状況
- 事務担当業務の属人化解消率

3. 農地保全および共同活動に関する指標

地域農業の基盤維持に関する成果について、次の指標により把握を行う。

- ・ 対象農用地維持率
(例：現状管理面積の維持を最低目標)
- ・ 共同活動実施率
- ・ 荒廃農地発生抑制状況

4. 地域連携および波及効果に関する指標

集落間連携および広域対応の成果を評価するため、以下の項目を対象とする。

- ・ 共同取組事業の実施件数
- ・ 集落間情報共有会議等の開催回数
- ・ 鳥獣害対策等の広域連携事業数

5. 中長期的な発展指標

将来的な地域農業支援体制の拡充状況を把握するため、次の観点を評価対象とする。

- ・ 地域農業担い手の参画人数
- ・ スマート農業導入件数
- ・ 農作業受託面積の拡大率

【運営改善フレームワーク（OODA ループ）】

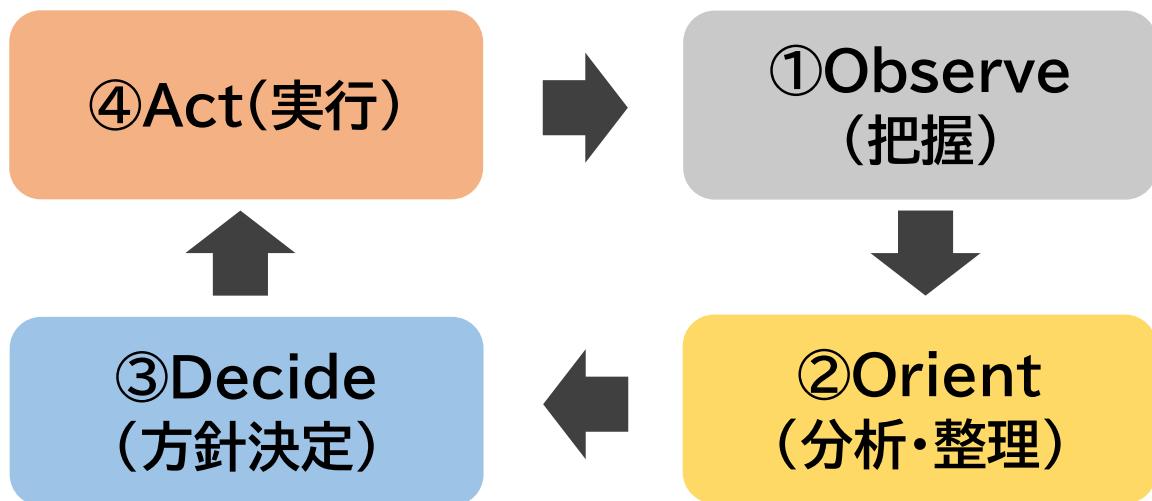
表IX-1-OODA ループ ※アップデートフレームワーク

① Observe (把握)	年度を通じて、交付金事務運営状況、事業実施状況、農地管理状況、地域連携の進捗等について、定量的データおよび現場ヒアリングを通じた情報収集を行う。 併せて、集落協定、関係団体、事務委託先等からの意見や課題認識を把握し、現場実態の可視化を図る。
② Orient (分析・整理)	収集したデータおよび現場情報を基に、事業進捗状況、運営上の課題、外部環境の変化（制度改正、担い手動向、地域状況等）を総合的に分析する。 また、協議会の中長期方針および地域農業の将来像との整合性を踏まえ、重点課題および対応方針の整理を行う。
③ Decide (方針決定)	分析結果を踏まえ、次期事業計画の方向性、重点取組項目、改善方策および目標指標（KPI）の設定・見直しを行う。 併せて、実施体制の調整、役割分担の再整理、必要な制度運用の見直し等について意思決定を行う。
④ Act (実行)	決定した方針および改善策に基づき、交付金事務の一元化運用、地域連携事業、農地保全活動支援等の各種取組を実施する。 実行段階においては、関係団体および事務委託先と連携し、現場状況に応じた柔軟な運用調整を行いながら、継続的な改善サイクルの実装を図る。

（注釈）OODA ループ（ウーダ・ループ）とは

「Observe（把握）・Orient（状況整理）・Decide（意思決定）・Act（実行）」の4段階で構成される循環型の運営改善・意思決定フレームワークである。米空軍の意思決定理論を起源とし、現在では行政運営や組織マネジメントなど、環境変化が大きく柔軟な対応が求められる分野において広く活用されている。現場状況の変化を継続的に把握し、状況分析に基づく迅速な意思決定と実行を反復する点に特徴がある。

図IX-1－OODA ループイメージ



【OODA ループが適している理由（協議会の業務特性との対応）】

身延町中山間地域ネットワーク協議会の運営は、制度改正、地域人材の入れ替わり、事務処理量の変動など、年度当初の計画どおりに進まない要因が多く、柔軟な対応が求められる業務特性を有している。

OODA ループは、現場状況を継続的に把握し（Observe）、課題や方向性を整理したうえで（Orient）、意思決定（Decide）と実行（Act）を短い周期で繰り返す運営手法であるため、こうした変動要因を前提とした実務運営に適している。

また、協議会は合議制による意思決定を基本とする組織であることから、判断前に状況整理のプロセスを明確に設けることで、関係者間の認識共有や合意形成が円滑になり、決定後の実行段階へ円滑に移行しやすい点も考慮している。

さらに、交付金事務など期限管理を伴う業務においては、問題発生後すぐに改善対応へ移行できるため、年度末の一括見直しに頼らない継続的な運営改善が可能となる。

以上の特性から、立ち上げ期にある本協議会の事務一元化および運営体制構築段階において、OODA ループは実務に即した有効な運営改善手法である。

X. おわりに

本構想に基づき設立される「身延町中山間地域ネットワーク協議会」は、単なる新組織の創設ではなく、本町の中山間地域農業を持続可能な形で次世代へ継承していくための運営基盤の再構築を目的とした取組である。

本町においては、高齢化や担い手不足、事務負担の増加など、地域農業を取り巻く構造的課題が顕在化しており、従来の集落単位による対応のみでは限界が生じつつある。このような状況の中で、町が調整主体となり、関係団体が連携して新たな体制を構築する本構想は、地域農業の維持に向けた現実的かつ実務的な解決策として位置付けられるものである。

本協議会は、まずは交付金事務の一元化を起点として運営を開始するが、将来的には農地管理支援、広域的課題への対応、人材育成、スマート農業の導入支援など、地域農業を総合的に支える中核的組織へと段階的に発展させていくことを目指している。これにより、地域の負担軽減と効率化を図ると同時に、地域全体で農業を支え合う協働型の体制を定着させることが重要である。

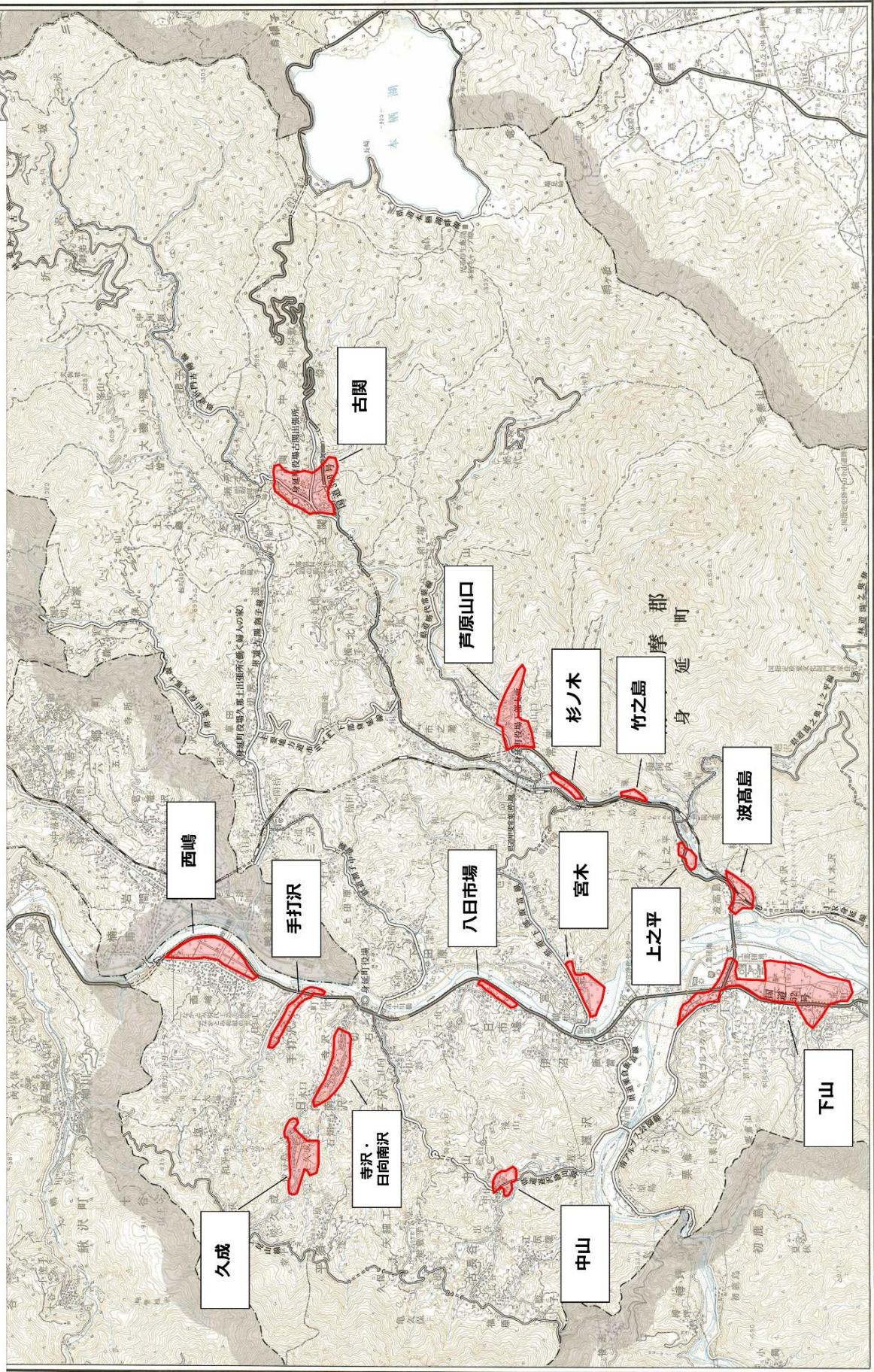
また、本構想の推進にあたっては、制度や環境の変化に柔軟に対応しながら、関係者間の対話と合意形成を重ね、継続的な改善を図っていくことが不可欠である。前章に示した運営改善フレームワークを活用し、実務に即した運営の見直しを継続的に行うことで、持続可能な体制の確立を目指す。

本協議会の取組は、本町の中山間地域農業を守り育てるための長期的な取組の第一歩である。町、地域農業組織、関係機関がそれぞれの役割を果たしながら連携を深め、本町の農地と営農環境を将来世代へ確実に引き継いでいくことを通じて、地域の活力維持と持続的発展につながることが期待される。

XI 【付録】

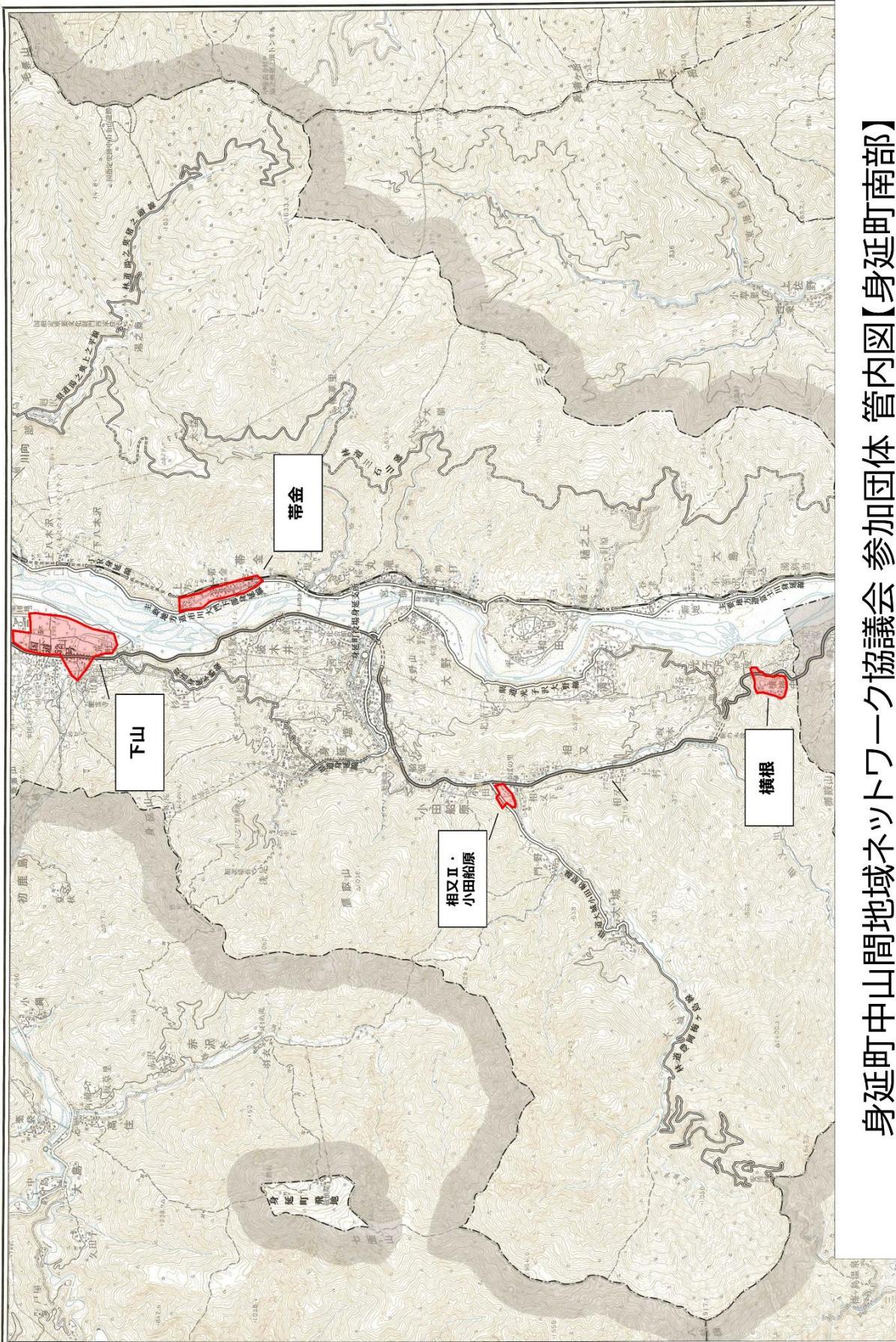
- ・身延町中山間地域ネットワーク協議会 参加団体 管内図
- ・身延町中山間地域ネットワーク協議会（仮称）設立総会 会議資料
 - 議案第1号 設立趣意書（案）
 - 議案第2号 組織の名称及び規約について
 - 身延町中山間地域ネットワーク協議会規約（案）
 - 議案第3号 役員の選任について（案）

身延町中山間地域ネットワーク協議会 参加団体 管内図【身延町北部】



身延町中山間地域ネットワーク協議会 参加団体 管内図【身延町南部】

1 : 50,000
0 1000 2000 3000 4000 5000m



設立趣意書（案）

1. 設立の背景

身延町では、これまで中山間地域等直接支払交付金（以下「直払」という。）や多面的機能支払交付金（以下「多面」という。）を活用し、地域ごとに集落協定や活動組織を中心とした農地保全・共同活動が行われてきました。

しかし近年、構成員の高齢化や担い手不足が深刻化し、事務負担の増加による役員の固定化、後継者不在などにより、活動継続が困難な組織が増えています。既にいくつかの集落では制度の廃止を余儀なくされており、地域農業の持続性が危機に直面しています。

このままでは、農地の荒廃化や地域資源の喪失につながり、ひいては本町の特産である「あけばの大豆」の生産基盤にも影響を及ぼすおそれがあります。

2. 設立に至るまでの経過

令和 7年 2月 19日	地域農業の将来に関する意見交換会（計2回）
2月 20日	地域農業の将来に関する意見交換会（計2回）
6月 18日	直払第6期対策・ネットワーク化構想説明会（計2回）
6月 19日	直払第6期対策・ネットワーク化構想説明会（計2回）
10月 9日	第1回協議会設立準備会
11月 19日	第2回協議会設立準備会
令和 8年 2月 6日	設立総会開催

3. 設立の目的

本協議会は、これらの課題に対応するため、町内の中山間地域における地域農業組織（集落協定・活動組織等）が連携し、交付金に関する事務の一元化と広域的な農地保全活動を推進することを目的としています。

これにより、事務作業の効率化、地域農業組織の運営安定、担い手確保、人材育成、鳥獣害対策などの強化を図り、地域農業の持続的な発展と地域の活性化を目指します。

4. 設立の意義

（1）事務負担の軽減

交付金申請や会計処理などの煩雑な事務を協議会で一括管理することで、各組織の負担を大幅に軽減します。

（2）地域間連携の促進

協議会参加団体間での情報共有や労力補完が可能となり、地域全体での支え合い体制を構築します。

（3）交付金の有効活用

ネットワーク化により「体制整備単価」および「ネットワーク化加算」が適用され、活動資金が増額されます。

（4）持続的な地域農業の確立

高齢化が進む中でも地域農業が継続できる仕組みを確立し、農地の維持と景観保全を両立します。

(5) 地域資源の循環と拡張性

事務支援業務を「あけぼの大豆拠点施設」に委託することで、地域資源を活かした自立的な運営体制を形成します。

また、協議会の活動を通じて得られる業務委託や支援の経費を地域内で循環させることにより、地域経済の持続性と拠点機能の安定的な運営につなげます。

5. 協議会の概要

名 称：身延町中山間地域ネットワーク協議会（仮称）

設立日：令和8年2月6日

構成員：中山間地域等直接支払交付金の集落協定、多面的機能支払交付金の活動組織、あけぼの大豆拠点施設、身延町職員 ほか

事務局：身延町役場産業課内

財 源：会員負担金（交付金の15%+加算10%）

運営体制：会長、副会長、監事、参与（任期2年、輪番制）

活動内容：交付金事務の一元化、会計処理の代行、地域連携の促進、鳥獣害対策、人材育成など

※協議会の設立は令和8年2月とするが、令和7年度内（2か月間）は準備期間として位置付け、事業及び会計の本格的な執行は令和8年度から行うものとする。

6. 構成団体

■ 中山間地域等直接支払交付金 交付団体 全17団体

芦原山口集落協定	管理面積 17,996 m ²	協定参加者 15人
杉ノ木集落協定	管理面積 15,881 m ²	協定参加者 10人
竹之島集落協定	管理面積 17,668 m ²	協定参加者 12人
古関集落協定	管理面積 56,108 m ²	協定参加者 60人
波高島集落協定	管理面積 17,439 m ²	協定参加者 12人
西嶋集落協定	管理面積 194,804 m ²	協定参加者 87人
久成集落協定	管理面積 25,756 m ²	協定参加者 14人
手打沢集落協定	管理面積 40,958 m ²	協定参加者 14人（組織）
寺沢集落協定	管理面積 45,879 m ²	協定参加者 38人
宮木集落協定	管理面積 98,222 m ²	協定参加者 23人（組織）
八日市場集落協定	管理面積 24,967 m ²	協定参加者 36人
針山下集落協定	管理面積 22,805 m ²	協定参加者 21人
横根集落協定	管理面積 20,549 m ²	協定参加者 16人
中山集落協定	管理面積 17,172 m ²	協定参加者 21人
上之平集落協定	管理面積 23,463 m ²	協定参加者 22人
下山集落協定	管理面積 265,885 m ²	協定参加者 213人
帶金集落協定	管理面積 29,881 m ²	協定参加者 37人
	合計 935,433 m ²	合計 651人（組織）

■ 関連団体

一般社団法人あけぼの大豆拠点施設

■ 事務局

身延町役場産業課農林担当

7. 今後の展開

協議会設立後は、まず中山間地域等直接支払交付金の事務支援を令和8年度から本格稼働させ、将来的には多面的機能支払交付金を含む広域的な事務支援体制に拡充します。

さらに、農地管理・農作業受託・農機具シェアリング・スマート農業など、地域全体の営農支援を担う中核組織として発展させることを目指します。

8. おわりに

本協議会の設立は、地域が主体となり、行政・関係団体が一体となって農業の将来を守るために第一歩です。

ここに、地域農業の持続的発展と次世代へつなぐ仕組みづくりを目指し、「身延町中山間地域ネットワーク協議会」を設立するものです。

令和8年2月6日

身延町中山間地域ネットワーク化構想 協議会設立準備会 一同

第2号議案

組織の名称及び規約について

(1) 組織の名称

「身延町中山間地域ネットワーク協議会」(案)

(2) 規約 (案)

別紙のとおり

身延町中山間地域ネットワーク協議会規約（案）

（名称）

第1条 この会は、身延町中山間地域ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、身延町役場産業課内（山梨県南巨摩郡身延町切石350）に置く。

（目的）

第3条 協議会は、町内の中山間地域等直接支払交付金の集落協定及び多面的機能支払交付金活動組織等が連携し、事務の一元化及び広域的な共同活動を推進することにより、持続可能な地域農業の確立並びに地域の活性化を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国の交付金申請、事業報告、会計処理等の事務一元化
- (2) 農地保全・鳥獣害対策・担い手確保等の共同活動推進
- (3) 情報の収集・共有及び広報活動
- (4) その他目的達成に必要な事業

（会員）

第5条 協議会は、ネットワーク化構想に参加の意向を示した団体の代表者をもって組織する。

2 会員は、次に掲げるものとする。

- (1) 中山間地域等直接支払交付金の集落協定
 - (2) 多面的機能支払交付金の活動組織
 - (3) あけぼの大豆拠点施設
 - (4) 身延町職員
 - (5) その他、協議会の目的に賛同し、必要に応じて総会の承認を経て参加を認められた団体
- 3 前項に掲げる団体の会員は、その代表者とする。ただし、特別の事情（高齢、健康上の理由、任期満了その他やむを得ない事情をいう。）がある場合は、当該団体において別途定める者をもってこれに代えることができる。

（届出）

第6条 会員は、その名称又は代表者に変更があったときは、遅滞なく協議会に届け出なければならない。

（加入）

第 7 条 新たに協議会への加入を希望する団体は、協議会の目的に賛同し、身延町中山間地域ネットワーク協議会加入申請書(様式第 1 号)により提出しなければならない。

- 2 加入の承認は総会の議決を経て行うものとする。
- 3 加入の時期は、原則として毎年度の開始前に限り、年 1 回とする。ただし、特別な事情があると会長が認めた場合はこの限りでない。
- 4 加入が承認された団体は、当該年度の負担金及び関係書類の提出等について、別に定める期日までに所定の手続きを完了しなければならない。

(除名)

第 8 条 会員が本規約に違反する等不適格と認められる場合、総会の決議により除名することができる。ただし、当該会員に弁明の機会を与えなければならぬ。

(役員の設置)

第 9 条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 (代表者) 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 若干名
- (4) 参与 若干名 (必要に応じて)

(役員の職務)

第 10 条 会長は協議会を代表し会務を総理する。副会長はこれを補佐し、事故あるときは代行する。監事は会計及び業務の監査を行う。参与は会長の諮問に応じる。

(役員の選任・任期)

第 11 条 役員は会員から総会において選任する。任期は 2 年とし、再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする

(会議の種類)

第 12 条 協議会の会議は、総会及び役員会とする。必要に応じ専門部会を置くことができる。

(総会)

第 13 条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

- 2 通常総会は、毎年度 1 回、これを開催するものとする。
- 3 総会は、会員の過半数の出席 (委任状を含む。) をもって成立し、議事は出席会員の過半数をもって決する。

(議決事項)

第 14 条 総会は、次の事項を審議・議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算

- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 規約及び諸規程の制定・改廃
- (4) 役員の選任及び解任
- (5) その他協議会運営に関する重要事項

(設置)

第 15 条 協議会に事務局を置く。事務局は役場産業課内に設置し、事務局長を置く。事務局長は会長が任命し、協議会の業務を総括する。

(業務)

第 16 条 事務局は次の業務を担う。

- (1) 交付金申請・会計処理・文書管理の一元化
- (2) 協議会運営に必要な事務全般
- (3) 情報共有、意見交換会の企画運営
- (4) その他協議会が定める業務

(会計年度)

第 17 条 協議会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(経費)

第 18 条 協議会の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 会員からの負担金（交付金の 15% + ネットワーク化加算 10%）
- (2) 交付金の加算措置
- (3) その他収入

(資金管理)

第 19 条 協議会は協議会名義の金融機関口座を設け、会計処理規程に基づき資金を管理する。

(会計処理・監査)

第 20 条 協議会は、会計処理規程・文書取扱規程・基金規程・備品管理規程等を別に定める。監事は年 1 回以上監査を行い、その結果を総会に報告する。

(規約変更・解散)

第 21 条 規約の変更、解散、会員の除名は、総会において出席会員の 4 分 3 以上の賛成を得なければならない。

(残余財産)

第 22 条 協議会解散時の残余財産は、総会の議決を経て処分方法を決定する。

(細則)

第 23 条 この規約に定めるもののほか、協議会運営に必要な細則は、総会の議決を経て会長が別に定める。

2 前項にいう細則には、会計処理規程、事務処理及び文書取扱規程、基金規程、備品管理規程、負担金及び委託費の納入・精算に関する細則その他これらに準

する規程を含むものとする。

- 3 これらの規程及び細則に定める事務処理に係る様式については、国又は県が定める中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金その他これに類する様式を準用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和8年2月6日から施行する。
(初年度における措置)
- 2 初年度の役員任期及び事業年度については、設立総会で別に定める。
(準備期間の取扱い)
- 3 協議会の設立は令和8年2月とするが、令和7年度内は準備期間として位置付け、事業及び会計の本格的な執行は令和8年度から行うものとする。

様式第1号（第7条関係）

令和 年 月 日

身延町中山間地域ネットワーク協議会
会長 様

（申請団体）

代表者氏名

印

連絡先

令和 年度身延町中山間地域ネットワーク協議会加入申請書

このたび、当団体は貴協議会の趣旨及び目的に賛同し、規約第7条の規定に基づき、下記のとおり加入を申請いたします。

① 団体名	
② 所在地	〒
③ 代表者氏名（ふりがな）	
④ 連絡先（電話／E-mail）	TEL： E-mail：
⑤ 団体の区分	<input type="checkbox"/> 中山間地域等直接支払交付金集落協定 <input type="checkbox"/> 多面的機能支払交付金活動組織 <input type="checkbox"/> その他（ ）
⑥ 主な活動区域	
⑦ 構成員数	人
⑧ 加入希望年度	令和 年度
⑨ 添付書類	<input type="checkbox"/> 団体規約（写） <input type="checkbox"/> 構成員名簿 <input type="checkbox"/> 活動計画書（写） <input type="checkbox"/> その他（ ）

第3号議案

役員の選任について（案）

会長 西嶋集落協定

副会長 宮木集落協定

〃 寺沢集落協定

監事 手打沢集落協定

〃 久成集落協定

参与 今後、総会にて必要に応じて選出

身延町
身延町ネットワーク化構想
【保存版】
令和8年2月
身延町産業課
